

史跡元寇防塁（箱崎地区）整備基本計画

令和4年3月

福岡市

例 言

- 1 本書は福岡市東区箱崎所在の、国史跡 元寇防塁（箱崎地区）の整備基本計画である。
- 2 本書は福岡市が史跡元寇防塁整備活用検討会及び文化庁、福岡県教育庁文化財保護課の指導・助言に基づき策定した。
- 3 本書の策定に係る事務は、福岡市経済観光文化局文化財活用部が担当し、関連業務の一部を株式会社エスティ環境設計研究所に委託した。

目 次

第1章 計画の目的等

1－1．歴史的背景	1
1－2．策定の経緯	2
1－3．目的	2
1－4．計画の位置付け	3
1－5．対象範囲	6
1－6．期間	7
1－7．体制	7

第2章 史跡の概要

2－1．史跡指定の概要	8
2－2．歴史的価値	10
2－3．史跡における構成要素	11
2－4．調査研究および整備概要	12

第3章 史跡整備の現状と課題

3－1．史跡整備の現状	19
3－2．市内における元寇防塁の特徴	23
3－3．史跡整備に向けた課題	25

第4章 基本理念及び基本方針

4－1．元寇防塁全体の基本理念	27
4－2．箱崎地区元寇防塁における整備の基本理念と基本方針	29

第5章 基本計画

5-1. 箱崎エリア内の地点別整備方針	33
5-2. 各地点におけるゾーニングとゾーンごとの整備方針	折込
5-3. 動線計画	35
5-4. 遺構保存に関する計画	37
5-5. 景観計画	38
5-6. 緑地計画	39
5-7. 遺構表示に関する計画	41
5-8. 施設計画	43
5-9. 解説手法に関する計画	51
5-10. 活用計画	53
5-11. 管理・運営計画	58

第6章 その他の地区の整備について

6-1. 今津地区	59
6-2. 生の松原地区	62
6-3. 地藏松原地区（東地点）	64
6-4. その他の地区	64

第7章 事業計画

7-1. 年次計画	65
7-2. 整備イメージ	65

第1章 計画の目的等

1-1. 歴史的背景

(1) 元寇防塁の築造（中世）

鎌倉時代後期にあたる13世紀の東アジア社会は急速に支配領域の拡大を続けるモンゴル帝国の強い影響下にあり、13世紀中頃以降には中国華南地方を統治していた南宋の支配と海上ルートの確保を目的とした高麗や日本への圧力が強まる中、北部九州は2度にわたり攻撃を受けることとなった。いわゆる「蒙古襲来」、文永の役（1274年）と弘安の役（1281年）である。文永の役の際には博多湾岸からの上陸を許した経験から、再度の攻撃に備え、直後の建治2（1276）年の3～8月のおよそ半年間で、博多湾沿岸の砂丘上約20kmにわたって築かれたとされる石積み遺構が「元寇防塁」である。築造は幕府より九州各国の御家人に所領に応じて事業が割り当てられており、各国の分担は今津：大隅国・日向国、今宿：豊前国、生の松原：肥後国、姪浜：肥前、西新：不明、博多：筑前国・筑後国、箱崎：薩摩国、香椎：豊後国と推定されている。

同時代の著名な絵巻物である国宝『蒙古襲来絵詞』では「石築地」とも呼ばれており、福岡市を代表する貴重な歴史資産として知られている。文永の役の際には博多湾岸から元軍が上陸し、各所で戦闘が行われたため、沿岸部を中心に大きな被害を受けたが、築造後の弘安の役（1281年）では、元軍の上陸を阻止しており、防衛上の役割を十分果たしている。

国際社会の波に直接さらされた強烈な体験は当時の日本社会にインパクトを与えるとともに、後の時代までも少なからず影響を与えることとなったが、防塁はこののち、前線防衛の施設としての役目を終えるとともに多くの場所で砂丘上に埋れ、石材の利用により解体されながら、次第にその所在も不明瞭になっていった。

(2) 防塁の埋没と解体（近世）

江戸時代の学者貝原益軒が記した『筑前国続風土記』には、早良郡紅葉松原の項に「百道原は紅葉原ともいへり。……此松原の北の海邊に、小高き土堤あり。……今は石垣（※防塁の石積みの意）は見えす。地の下には、猶所々残れりと云。……此邊の地をほりて、石垣の石を取りし者多し。……生の松原の海邊、志摩今津の西の海邊にも、高き土堤あり」と記載されている。

また、志摩郡今津の項には「北の海濱には、弘安の此ほひ異賊の襲来を防ぐへきために築し石塁猶残れり。この石塁の長さは濱の長さとし。高さは二間餘ありしかや。今は砂中にうつもれて、少許所々にあらはれて見ゆ。此所の石壁の石、今年新田をひらく時、多く取用ゆ。」と、当時の防塁の様子や石材の利用により解体されていった状況が記されており、江戸時代の元寇防塁の姿が浮かび上がってくる。

(3) 史跡指定（近代～）

元寇及び防塁に多くの注目が寄せられたのは、明治～戦前のことである。当時の国際関係や社会情勢を反映し、元寇を題材とした銅像・記念碑等の建設、記念祭の実施、発掘調査の実施などをはじめとして、国威高揚を目的とした事業が次々に行われた。その中で昭和6（1931）年3月に史跡指定がなされ、その後箱崎地区を含め今日までに3度の追加指定を受けている。その結果現在までに市内11地区、148,766.81㎡が史跡として保護の対象となっている。

1－2．策定の経緯

(1) 本格整備（現代）

史跡指定以降、元寇防塁の本格的な整備活用は昭和 42（1967）年の整備に伴う発掘調査を端緒とする。その後、今津地区・生の松原地区・西新地区では整備復元が行われ、他の地区でも地下遺構の保護を図りながら遺構展示や張芝、説明板の設置等を行い、現在に至るまで広く公開を図るとともに、まち歩きや体験調査、ボランティアによる環境整備等の活用事業等を行ってきた。また、昭和 53（1978）年 3 月には元寇防塁の保全に万全を期すため『史跡元寇防塁保存管理計画策定報告書』を策定し、現状把握・現状変更への対応・整備計画・課題等について取りまとめを行っている。

(2) 箱崎地区（九州大学箱崎キャンパス跡地）における元寇防塁の発見

福岡市及びその周辺都市圏に所在する九州大学では平成 3（1991）年に、施設の老朽化や分散したキャンパスの統合を目的とした、伊都キャンパスへの移転が決定し、平成 17（2005）年から移転作業が始まり、平成 30（2018）年に移転が完了している。このなかで、九州大学箱崎キャンパス跡地では周辺地域を加えた約 50ha の敷地において新たなまちづくりを行うこととしており、そのための施設解体が行われてきた。当該地においては周知の埋蔵文化財包蔵地として「元寇防塁」が知られており、平成 28（2016）年度より、開発に先行する発掘調査が九州大学埋蔵文化財調査室と福岡市において行われてきた。その結果、当該地の中央部付近において元寇防塁と考えられる石積み遺構及びそれに並行する大溝が確認された。この成果を受け土地所有者である九州大学・UR 都市機構と福岡市及び文化庁との協議が重ねられ、令和 2（2020）年に箱崎地区南地点 4,504.97 m²、及び令和 3（2021）年に箱崎地区北地点 887.7 m²が史跡として追加指定をうけた。

そこで、箱崎地区元寇防塁の確実な保存を図り、歴史的価値や魅力の伝達を進めるため、具体的検討に向けた諸条件の分析を行い、課題を示す、『史跡元寇防塁（箱崎地区）整備基本計画』を取りまとめるものである。

1－3．目的

今回、九州大学箱崎キャンパス跡地においては、先進的なまちづくり「FUKUOKA Smart EAST」の考え方を取り入れて、箱崎地区元寇防塁の保存整備を進めるとともに、周辺文化財や諸施設及び元寇防塁史跡地全体等との回遊性を高めながら、市民をはじめとした多様な主体との連携を図り、公開・活用を進めることによって、本市の魅力発信・地域振興・歴史理解等に資する場とする必要がある。

そこで、箱崎地区元寇防塁の整備公開を図るために、前提となる諸条件の分析を行い、課題について示すとともに、整備・活用事業の基本的考え方や具体的イメージの提示を目的として、『史跡元寇防塁（箱崎地区）整備基本計画』の検討を行い、今後のまちづくりに合わせた具体案策定に資するものである。

なお、史跡元寇防塁については昭和 53（1978）年 3 月に「史跡元寇防塁保存管理計画策定報告書」が刊行されているが、策定より 40 年以上が経過しており、これまで整備活用を行ってきた他の地区の現状等も勘案しながら、本地区の整備活用等の基本的な考え方について整理するものである。

1-4. 計画の位置付け

本史跡は文化財保護法（法律第 214 号）を基にその保護が行われるものであると同時に、本市における上位計画である「福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画」などに則した保存管理や活用を進める必要がある。また、土地利用に関する諸計画や文化行政、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要があるため、ここで保存・活用に関連する計画等について整理する。

本計画は文化財のマスタープランである『福岡市歴史文化基本構想』に即したものととして位置づけられる。

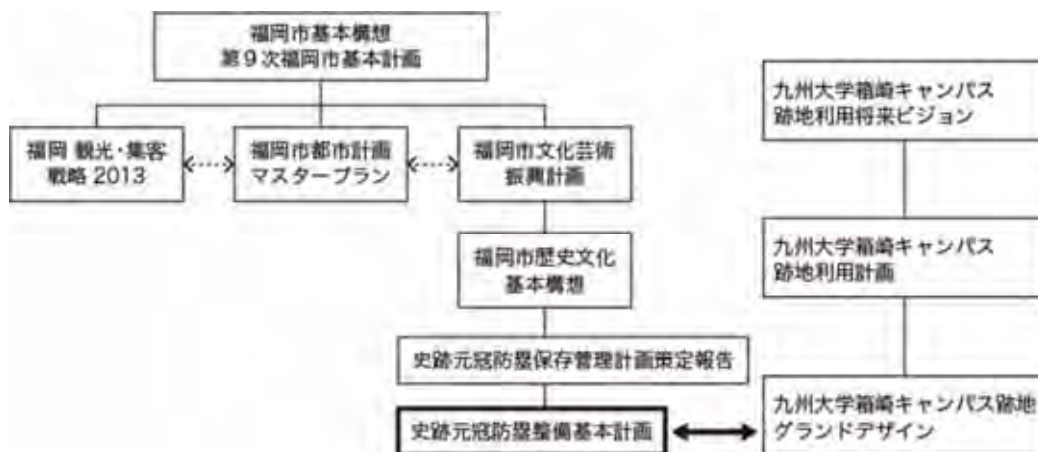


図 1-1 計画の位置づけ

上位計画・関連計画の概要

①福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画（平成 24(2012)年 12 月策定）

基本構想では目指すべきまちの将来像として次のような 4 つの都市像を掲げている。

○福岡市がめざす都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感到満ちたアジアの拠点都市

基本計画では、基本構想で示した都市像を実現するために、八つの基本目標とその達成のために取り組む施策を政策別に示している。そのうち、目標 5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」のなかで史跡に関する内容が示されている。

目標 5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」

福岡市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し…福岡市の貴重な観光資源として、誰もが親しみやすいストーリー性を付加しながら…特色ある観光資源を合わせ、エリアとしての魅力向上を図ります。

日本で唯一の重要な歴史上の遺構や史跡等を観光資源としてさらに磨き上げ、魅力的な観光地となるよう取り組みます。

②福岡市文化芸術振興計画（令和元(2019)年 6 月策定）

- ・基本目標「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」の実現に向けて、「アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興」などを政策目標として掲げている。
- ・地域に継承される伝統文化や伝統芸能に関する取組についての支援、伝統工芸に関して伝統と芸術と産業の協働への支援等、「歴史資源、伝統文化や伝統工芸等による新たな魅力創出」を目指している。

③福岡市歴史文化基本構想（平成 31(2019)年 3 月策定）

- ・歴史文化基本構想とは地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するためのものであり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想である。
- ・構想では、文化財の価値を都市の活力や都市の魅力向上の資源としていくことを目指し、「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を目指す方向としている。
- ・基本方針では、人々の文化財の「価値・資源性」に対する認識を高め、さらに「知る」・「守る」・「活かす」ことが促進されるサイクルの構築に取り組むとしている。

④福岡市都市計画マスタープラン（平成 26(2014)年 5 月策定）

- ・基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げている。
- ・景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けている。

⑤福岡 観光・集客戦略 2013（平成 25(2013)年 3 月策定）

- ・『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の 4 つの力点を設定している。
- ・「魅力づくり」の戦略として「2000 年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記する。

⑥史跡元寇防塁保存管理計画策定報告書（昭和 53（1978）年 3 月策定）

- ・福岡市の代表的歴史資産である史跡元寇防塁を、後世に継承し保全を図り、史跡の整備及び管理の方針等を示すために策定。
- ・福岡市の現況・史跡指定経緯及び指定地の様相等の現状把握を基にして、現状変更への対応・整備計画・課題の抽出等を行った。

⑦九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン（平成 25（2013）年 2 月策定）

- ・九州大学の移転に伴う箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会」より九州大学及び福岡市に対して提言されたもの。
- ・まちづくりの方針の中で、「歴史文化資源を大切にする」こと「環境と共生し、持続可能なまちをつくる」ことが述べられている。
- ・また、方針に即した導入機能として「周辺の歴史文化資源と連携するなど、まちの生い立ちを継承」することや「九州大学の歴史文化資源の活用」を図ることにより、「新たな歴史観光拠点」となることが期待されている。

⑧九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画（平成 27（2015）年 3 月策定）

- ・「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」に基づき、箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、都市基盤整備・土地利用の計画、及び実現に向けた方針などを示すことを目的として、福岡市と九州大学により策定されたもの。
- ・土地利用の方針を示す中で、「宮崎宮や旧唐津街道の街並み、九州大学近代建築物、国史跡の元寇防塁等、地区資源をつなぎ周辺と調和・連携したまちを形成する」と述べている。
- ・また、九州大学が存在した歴史を踏まえ、研究成果を活用した先進的な技術や仕組みの導入の検討とともに水素エネルギーについては積極的な活用を求めている。

⑨九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン（平成 30（2018）年 7 月策定）

- ・跡地利用計画を踏まえ、箱崎キャンパス跡地等において良好な市街地形成と新たな都市機能を導入するため、まちづくりに共通する整備ルールや将来の絵姿等を示すものとして、福岡市と九州大学により策定されたもの。
- ・また先端技術の導入などによる社会課題の解決を目指し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出する「FUKUOKA Smart EAST」の考え方を取り入れ、まちづくりの基本的な考え方や都市空間、都市機能などのまちづくりの方向性を示している。
- ・都市空間整備の方針として、歴史的資源と緑を活かし、その面影や記憶を継承していくとした「歴史の継承」を示している。

1－5．対象範囲

本計画においては、市内の元寇防塁全体を俯瞰しながら、箱崎地区元寇防塁として史跡指定を受けた範囲及び地蔵松原地区西地点を含む、九州大学箱崎キャンパス跡地に位置する史跡指定地を主な対象範囲とする。また、現在は失われているが、史跡地を結ぶ防塁推定ラインについても、防塁のつながりが理解できるような手法等を検討する。



図 1－2 史跡元寇防塁位置図



図 1－3 箱崎地区元寇防塁位置図

1－6．期間

本計画の期間は、令和4（2022）年4月1日から令和14（2032）年3月31までの10年間とする。

1－7．体制

本史跡における、本質的価値を構成する諸要素やこれを取り巻く諸条件を分析・検討し、整備活用事業に向けた課題について示し、基本的な考え方を整理するため、有識者として考古学・史跡整備・観光学・まちづくりの各分野の専門家と学校関係者に「史跡元寇防塁整備活用検討会」で意見を伺い、『史跡元寇防塁（箱崎地区）整備基本計画』の検討を行った。

【有識者は五十音順】

有 識 者	入佐	友一郎	九州歴史資料館文化財企画推進室参事補佐	（史跡整備）
有 識 者	大井	忠賢	九州大学地域政策デザインスクール客員助教	（まちづくり）
有 識 者	重藤	輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	（考古学）
有 識 者	千	相哲	九州産業大学副学長地域共創学部教授	（観光学）
オブザーバー	今村	隆	福岡市立箱崎中学校長	（学校教育）
指導・助言	中井	將胤	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官文化庁文化資源活用課整備部門	
	浅野	啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官	
	下原	幸裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査	
事 務 局	天本	俊明	福岡市経済観光文化局長	
	吉田	宏幸	福岡市経済観光文化局理事	
	田代	和則	福岡市経済観光文化局文化財活用部長	
	長家	伸	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課長	
	今井	隆博	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課史跡整備活用係長	
	黒木	千聖	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課史跡整備活用係	
	中尾	祐太	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課福岡城跡整備係	

第1回検討会

日時：令和3年8月19日

場所：福岡市博物館会議室

内容：史跡元寇防塁整備基本計画（案）について

（1）第4章・第5章基本計画の検討に向けて

（2）第1章～第3章の検討

第2回検討会

日時：令和4年1月27日

場所：リモート会議

内容：史跡元寇防塁整備基本計画（案）について

第2章 史跡の概要

2-1. 史跡指定の概要

(1) 当初指定

史跡の当初指定は昭和6(1931)年3月30日付け、文部省告示第116号により行われた。概要は以下のとおりである。

所在地 福岡県糸島郡今津村大字今津字口戸、字長濱、

今宿村大字横濱字カンノン前、大字青木字松原

早良郡壱岐村大字下山門字生ノ松原

姪浜町字生ノ松原、字向濱、字脇

福岡市西新町、地行西町

糟屋郡箱崎町大字箱崎字地藏松原

指定面積 民有 31筆 5町2畝25歩2合5勺

国有 10筆 7町6畝21歩3合2勺

説明 文永11年蒙古襲来ノ後防備ノ爲博多湾一帯ニ亘リ築カレタル築地ニシテ處ニヨリ規模一様ナラズ幅10尺高さ7、8尺に及ベリ

(2) 第1回追加指定

昭和56(1981)年3月16日付け、文部省告示第36号により第1回目の追加指定が行われた。

所在地 福岡県福岡市西区今津字長濱

指定面積 26,722 m²

説明 史跡元寇防塁は、文永11(1274)年の蒙古襲来の後、時の執権北条時宗が、建治2(1276)年博多湾一帯にわたって、九州の御家人に命じて構築させた石築地で、指定の地域は11ヶ所に及ぶ。このうち今津地区においては、毘沙門山と柑子岳の間を結ぶように構築された防塁の大部分は、史跡に指定されている。この両山間の毘沙門山寄りの防塁に接する海側及び内陸側の若干の部分の防塁を追加指定する。

(3) 第2回追加指定

令和2(2020)年3月10日付け、文部科学省告示第23号により、九州大学箱崎キャンパス跡地南側で確認された元寇防塁について追加指定が行われた。

所在地 福岡県福岡市東区箱崎6丁目3330番5

指定面積 4,504.97 m² (3330番5のうち実測)

説明 文永11年(1274)のモンゴル襲来後、執権北条時宗が、建治2年(1276)に博多湾一帯にわたり、九州の御家人に命じて構築させた石築地。今回、九州大学箱崎キャンパス跡地で新たに発見された部分を、石築地跡に隣接した溝状遺構を含めて追加指定する。

(4) 第3回追加指定

続いて、令和3(2021)年10月11日付け、文部科学省告示第169号により、九州大学箱崎キャンパス跡地北側で確認された元寇防塁について追加指定が行われた。

所在地 福岡県福岡市東区箱崎6丁目3330番3

指定面積 887.7 m² (3330番3のうち実測)

説明 文永11年(1274)のモンゴル襲来後、執権北条時宗が建治2年(1276)に博多湾一帯にわたり、九州の御家人に命じて構築させた石築地。今回、九州大学箱崎キャンパス跡地で新たに発見された部分を、石築地跡に隣接した溝状遺構を含めて追加指定する。

(5) 史跡指定の現状

これまでの史跡指定により、指定地は市内11地区、指定面積は148,766.81 m²となっている。

各地区は以下の通り

福岡市西区	今津4806番、4807番他	(今津地区：指定面積81,627.3 m ²)
	横浜2丁目1582番他	(今宿横浜地区：指定面積746.23 m ²)
	今宿駅前1丁目1120番158他	(今宿青木地区：指定面積5,441 m ²)
	生の松原1丁目1219番1他・小戸5丁目1752番2	(生の松原地区：指定面積42,789 m ²)
	小戸3丁目1862番4	(姪浜向浜地区：指定面積563 m ²)
	小戸1丁目2407番7他	(姪浜脇地区：4,702 m ²)
早良区	百道1丁目807番217	(百道地区：指定面積2,634 m ²)
	西新7丁目798番32他	(西新地区：指定面積2,479 m ²)
	地行2丁目12番19	(地行地区：指定面積155 m ²)
東区	箱崎6丁目3330番3、3330番5	(箱崎地区：指定面積5,392.67 m ²)
	箱崎6丁目3575番12、筥松4丁目3575番54	(地蔵松原地区：指定面積2,237.61 m ²)

2-2. 歴史的価値

本史跡の学術的調査研究によって明らかとなった本質的価値を以下の3点に整理した。

(1) 博多湾岸に築造された長大な石塁遺構等の価値

元寇防塁は文永の役（1274年）直後の、建治2（1276）年の3～8月のおよそ半年間で、博多湾沿岸の砂丘上約20kmにわたって築かれたとされ、同時代資料では「石築地」などと呼ばれている。この石築地は文永の役（1274年）において博多湾からの上陸を許した経験から、前線防衛の機能を有する施設として、九州各国の御家人の分担により築造されたものである。築造後の弘安の役（1281年）では、実際に元軍の上陸を阻止しており、その目的である防衛上の役割を十分果たしている。これだけの規模を有する一連の長大な遺構は国内には類例がなく非常に貴重である。

また、防塁築造にあたっては九州各国の御家人に対して、その所領に応じて分担が定められている。その構造には多様なバリエーションが存在し、中でも箱崎地区では防塁背面に大溝が並走するなど特異な様相を呈している。一連の構造物は当時の土木技術を知ることのできる貴重な遺構であり、文献上では石築地の築造・維持管理にあたって、「加佐」「裏加佐」「裏芝」などの語が見られ、遺構との対応も比較研究されている。

(2) 当時の東アジア情勢を雄弁に物語る歴史資産としての価値

当時の東アジア社会は急速な拡大を続けるモンゴル帝国の影響下にあり、世祖クビライによる南宋支配と海上ルートの確保を目的とした圧力が強まる中、北部九州は文永の役（1274年）、弘安の役（1281年）と2度の攻勢にさらされることになった。元寇防塁はまさにその脈絡の中で防衛上の重要施設として築造されたものであり、その存在は13世紀の東アジア情勢を如実に示す貴重な遺構である。

(3) 市民生活の中に残る記憶としての価値

元寇防塁は築造後も鎌倉幕府の命を受けた御家人によって、異国警護として継続的な維持管理が行われており、文献資料等でも14世紀前半の室町時代前期までは維持管理が行われたことが知られている。その後、対外的な脅威が過ぎ去るとともに、防塁はその唯一最大の機能である防衛上の役割を終え遺棄されることとなる。その後は江戸時代の『筑前国続風土記』にみられるように、様々な開発行為に再利用される形で多くの石材が持ち去られるとともに海岸砂丘内に埋没し、石積み遺構の姿は失われたと考えられるが、都市化による開発や海浜部の埋め立てが進む中でも貴重な歴史遺産として、市民の生活と共に残り続けてきた。

2－3．史跡における構成要素

（１）本質的価値を構成する要素

元寇防塁の本質的価値はその防衛上の機能にあり、博多湾岸に延長 20km にわたって築造された石積み遺構およびそれに伴う土塁・溝状遺構等がその価値を示す構成要素である。

また、文献における「石築地」「加佐」「裏加佐」「裏芝」等の記載がこれらの遺構を示すものと考えられる。

（２）本質的価値を補完する要素

本質的価値を補完する要素として、現在露出展示を行っている今津地区・生の松原地区・百道地区・西新地区における石積みの復元及び土留め施設のほか、遺構の上面を覆う保護盛土、史跡説明板、防護柵、フェンス、石製標柱、案内サイン、境界標、四阿等の保存管理及び公開活用を目的として整備された施設がある。

（３）その他の要素

その他の要素として、史跡内で防塁と共存する松林ほかの樹木、民有地及び公有地における民間所有の構造物・墓石等がある。これらは遺構の確実な保存にあたり、十分な配慮を必要とする要素である。

表 2－1 史跡の価値を構成する要素

要素の分類	構成要素
本質的価値を構成する要素	石積み遺構、土塁、溝状遺構
本質的価値を補完する要素	復元遺構、遺構展示土留め等施設 保護盛土 説明板 防護柵、フェンス、石製標柱、案内サイン、境界標 四阿等
その他の要素	樹木、民間所有の構造物・墓石等

2-4. 調査研究および整備概要

(1) 調査研究および発掘調査の曙（大正期～戦前）

元寇防塁における学術的な調査研究は大正時代にさかのぼり、九州帝国大学医科大学教授の中山平次郎による研究がその端緒と位置付けられる。大正2（1913）年に福岡日日新聞社主催の今津地区で行われたのが1回目の発掘調査である。またこの報告の中で中山はその構造について検討を行うとともに、「高く砂堤を盛り、頂上に純然石より成った障壁」について、その歴史的背景から「元寇防塁」と命名し、これ以降この名称が定着することとなる。この中山の一連の研究は、防塁の構造のみならず、元寇防塁を基にした博多湾の地形変化や遺跡形成の地理学的研究にまで視野を広げている。また中山は現九州大学病院から九州大学箱崎キャンパス跡地にいたる綿密な踏査の結果、現地に残る「凸地」「墓地の土手」「隆起」などの痕跡から、この地における防塁の位置を推定している。このほか、主に大正時代には『筑紫史談』において、竹谷水城・島田寅次郎などにより防塁の構造等の研究がすすめられた。

昭和16（1941）年には福岡県嘱託川上市太郎が『元寇史蹟（地之巻）』（福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第14集）により、防塁の位置や内務省考査官による実査の内容等それまでの成果についてまとめている。

これらの研究の基礎となった発掘調査も並行して行われており、大正9（1920）年に教育勅語御下賜三十周年記念として西新尋常高等小学校の生徒により、現在の西新地区元寇防塁にあたる場所で発掘調査が行われた。また、同年箱崎の東側地藏松原においても防塁の一部を確認しており、ここでは後述する九州大学箱崎キャンパス跡地における調査成果同様、比較的大きな石材を海側の前面にのみ積んでいる状況が看取できる。このほか大正10（1921）年には香椎浜男、姪浜町向浜、姪浜町阿隈などで調査が行われた。大正13（1924）年西新では道路工事において防塁が露出し、砂と粘土による版築状の「土壇」が確認されている。また、この時期には現西南学院大学博物館の南側や修猷館高校運動場の北側（現西南学院大学構内）に石積みが露出していたようである。

(2) 本格的調査と整備事業（昭和30年代以降）

元寇防塁を対象として本格的な整備や発掘調査が行われるのは昭和30年代以降のことである。

昭和32（1957）年には今津大原地区の道路工事の際、福岡県教育委員会により発掘調査が行われている。なお、当該地点では路面下での現状保存が図られているとのことである。また、西新地区においては大正9（1920）年の発掘地点が露出したままとなっており、石材の一部が崩落していたため、昭和36（1961）年にその一部の石材を復元修理した。

その後、昭和42（1967）年度以降、福岡市において元寇防塁についての計画的な整備及びそのための確認調査を行っている。

昭和42（1967）年度には生の松原地区における発掘調査で行われた。これにより防塁の位置・構造・使用石材・当時の地形等についての重要な所見を得ることができた。

昭和43（1968）年度には今津地区の発掘調査とともに、生の松原地区及び今津地区において地盤や石積みの安定を図るための保存整備工事を行った。

昭和 44（1969）年度は西新地区を対象として発掘調査と張芝等の整備工事を行った。

生の松原地区、今津地区、西新地区で行われたこれらの発掘調査では、詳細な検討のうえで報告が行われ、それぞれの防塁の構造・築造方法だけでなく石材の分析や地形復元など学際的に多くの成果を上げ、防塁研究が実証的に大きく進展していくこととなった。今津地区の元寇防塁の石材は東側の毘沙門山から産出される玄武岩と西側の柑子岳一帯の花崗岩が使用され、玄武岩を主として築かれた箇所ではすべて石材で構築されているのに対し、花崗岩を使用した箇所では前面と背面は石積みを行うが、内面の下部には砂を充填し、上部に石材を敷き詰めて構築している。また、防塁の高さは、基盤の砂丘が海岸側に傾斜しているため、石積み前面と背面の高さが異なるが、前面が 2.6～2.8m 残存している部分もあり、防塁の築造当初の姿を示しているものと考えられている。生の松原地区は基底面の幅は 1.5m ほどと今津地区の半分ほどである。現状の残存高は 1m 弱で防塁の背面には粘土と砂が互層となった盛土が行われている。また、防塁の前面に補強とも考えられる 1～2 段の石積みが確認された。西新地区では全面石積み下部の背面に粘土と砂の版築を行いその上面から背面の石積みを行う、丁寧な基礎地業が確認されている。

昭和 45（1970）年度には、昭和 42・43（1967・1968）年度の整備事業を参考として、露出展示の保存に関する薬剤について、福岡県福岡工業試験場において耐候試験を行った。

昭和 46（1971）年度には前年度試験結果を基にして、今津地区の露出展示部分において、薬剤の塗布と経過観察による復元補強試験を行った。

昭和 47（1972）年度は今津地区において露出展示箇所を延長し、現在の状態である延長 170m の展示とした。また、あわせて石積みが良好に確認できる箇所において、上面に保存処理を施したうえで、周囲に擬木柵を巡らせ、説明板及び注意看板を設置した。また、百道地区においても石積み上面が露出している部分について、保存処理を施したうえで、擬木柵・説明板を設置した。

昭和 49（1974）年度にはすでに整備を行い、露出展示をしていた生の松原地区において、擬木柵・説明板・注意看板の設置を行った。

昭和 50（1975）年度は前年に引き続き、生の松原地区の擬木柵の延長工事及び説明板の充実を図った。また、姪浜向浜地区においては全面に張芝を行い、擬木柵及び説明板による指定地の明示を行った

昭和 51・52（1976・1977）年度は今宿青木地区において環境整備事業を行い、張芝や擬木柵及び説明板の設置を行った。

昭和 53（1978）年度には姪浜脇地区において発掘調査を行った。また、地藏松原地区において張芝のうえ擬木柵を設置している。

昭和 54～56（1979～1981）年度には姪浜脇地区における環境整備事業として、張芝、擬木柵・説明板の設置を行った。

(3) 生の松原地区の復元整備および発掘調査による資料の蓄積（平成）

概ね、昭和 43～56（1968～1981）年度までの整備事業によって、現在の公開範囲の状況が形作られており、改修を加えながら現在に至っている。この中で生の松原地区では露出展示部分において、平成 10（1998）年度に発掘調査を行った後、平成 11（1999）年度に復元整備を行った。

発掘調査は復元整備の基礎データを得るため、石積み及び背面の構造の再確認を目的として行ったものである。その結果、底面幅 1.5m、残存高 1.3mの石積み上部に 1.2mの復元を行い、高さ 2.5m程度に仕上げた。また、石積み背面には砂と粘土の版築により通路上の盛土を行った。露出展示は長さ 100mに及び、そのうち復元行ったのは長さ 50mである。

同じ平成 10・11（1998・1999）年度には博多遺跡群において石積み遺構を長さ約 50m確認したが、元寇防塁としての確証は得られていない。この調査は博多小学校建設に伴うもので、調査後校内に露出展示施設を設置・公開している。

平成 11（1999）年度には西南学院大学の学内整備における発掘調査によって防塁の一部が確認された。防塁の前面と背面の砂丘面上に貼った粘土層上に石積みが確認され、その間には石材が認められないことから石積みの内部には砂と粘土が充填されていたものと考えられる。また、石積みの南側に近接して粘土と砂が互層に版築された高さ 1 mの土塁が検出されている。さらに、土塁背面には 5～6m間隔で陸橋上の突出部が認められる。土塁は防塁から石積み撤去されたものと考えられ、前面の石積みに先行するものと考えられている。この調査により防塁本体の構造だけでなく付属の構造物として背面の突出部の存在が確認されたほか、防塁の改修についても可能性を提示することができた。なお、本調査において確認された防塁については、新しく建設された校舎の内部に移築・復元のうえ、一般に公開されている。

また、平成 5（1993）年度と平成 12（2000）年度には地藏松原地区において JR 鹿児島本線の高架事業に合わせた調査が行われ、構造は不明ながら石材の散布を確認している。

平成 17（2005）年度に香椎地区で行われた調査地点は、大正 10（1921）年に調査が行われた香椎浜男地点に隣接している。この調査では石積みの基底部に胴木が設置され、その横から寛永通宝が出土することなどから防塁ではないと判断されている。

平成 27～29（2015～2017）年度には今津地区元寇防塁の環境整備に資するため、延長 500 mのなかで、5 か所にトレンチを設定し、防塁の構造や埋没状況および正確な位置の確認等を目的とした調査が行われた。調査の結果、防塁の構造にはすべてを石材のみで構築するもの、前面にのみ石積みを行い背面には敷石を施した斜面を付すもの、前面および背面に石積みを行い、内部には石・砂を充填するものなど、狭い範囲でバリエーションを持った構造を認めることができた。

これらの発掘調査の成果から、元寇防塁の構造等の比較研究や博多湾の旧地形に関する研究が大きく進むこととなった。

(4) 箱崎地区（九州大学箱崎キャンパス跡地）の発掘調査と成果

箱崎地区については、平成 28（2016）年度から九州大学埋蔵文化財調査室により、九州大学箱崎キャンパス跡地における発掘調査を行っている。

平成 28（2016）年度実施の HZK1603・1604 地点では、箱崎地区ではじめて海側前面の石列を検出した。石積みは最大で 3 段（高さ 0.9m ほど）が残り、石積み背面には緩斜面をもつ盛土を有する。石材には礫岩および砂岩・泥岩が使用されている。また、HZK1601 地点では防塁に関連する幅 14m、深さ 1.5m の溝状遺構が確認されている。

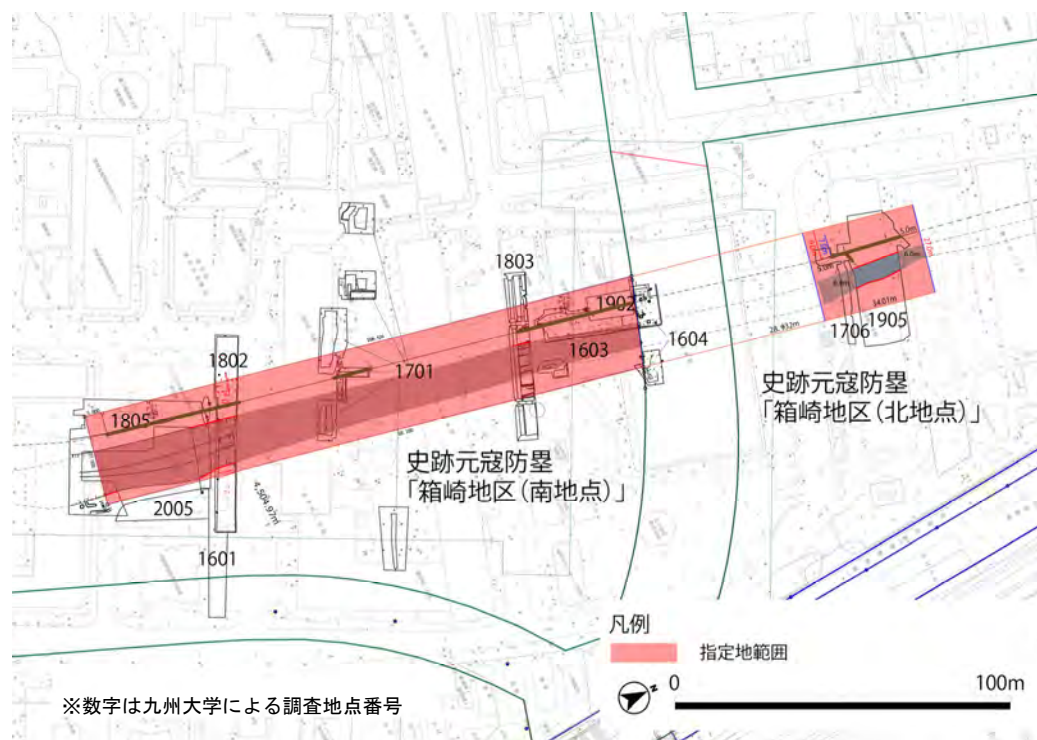


図 2 - 1 箱崎地区元寇防塁指定地位置図



図 2 - 2 箱崎地区 HZK1701 地点



図 2 - 3 箱崎地区 HZK1701 溝状遺構土層



図 2 - 4 箱崎地区 HZK1805 地点



図 2 - 5 箱崎地区 HZK1805 地点石積みと溝状遺構

なお、石積みの検出地点はかつて中山平次郎が推定した場所とほぼ同じである。

平成 29 (2017) 年度には HZK1701・1706 地点で石積み遺構とこの背後に並走する溝状遺構を確認した。HZK1701 地点では 12 世紀前半から 13 世紀前半の土器を含む砂州の稜線に沿って、基底部 1 段、7 石の石積みと背面に幅 11.5m 以上、深さ 0.7m の溝状遺構を検出した。溝状遺構については出土遺物から 13～15 世紀の埋没と考えられている。また、ジオスライサー調査の結果から、石積みから海側 20～39m のあたりに防塁構築時期の汀線が形成されていたことが推定された。

平成 30 (2018) 年度に元寇防塁関係の遺構が確認されたのは、HZK1802、1803、1805 地点であり、石積み遺構と背面に並走する溝状遺構を確認した。石材は砂岩及び礫岩で、石積みはほぼ基底面の 1 段のみが残存するのみである。

令和元・2 (2019・2020) 年度の調査では HZK1902・1905 で関連遺構を確認している。

HZK1902 地点では施設基礎の直下及びその南北両側から、砂岩及び礫岩による石積みが断続的に確認された。HZK1905 は箱崎キャンパス跡地内の調査で確認された石積み遺構の中では最も北側に位置する。全長 22.6m で、ほぼ 1 段の石積みを確認されている。ここでは石積み背面からこれに斜交する長さ 2m ほどの石列が認められた。調査者はこれを元寇防塁改修の痕跡ととらえている。また、石積み遺構の背面には大溝も確認している。なお、キャンパス跡地北側において確認された元寇防塁は N - 10° - E の方位を取り、既存の指定地である地藏松原地区に接続するためには、東に屈曲しているものと考えられ、その地点を確認するために HZK2001・2002 地点の調査を行ったが、関連遺構は確認できなかった。

これまでの九州大学箱崎キャンパス跡地における調査の結果、元寇防塁と考えられる石積み遺構とその背面の大溝が断続的に確認された。その位置はかつて中山平次郎が「凸地」や「隆起」などの痕跡から推定した位置におおよそ近似している。

また、発掘調査の成果として、①石積みが海側前面の一系列しか存在しない点、②石積み背面は砂層のみで構成され、粘土層や版築構造は確認できない点、③石積みの陸側に大溝が付随する点が主な特徴として指摘されている。①にみられる構造はこれまでの調査で明らかとなった他地区のものと様相を異にしており、他と比べてもその構造の脆弱性が指摘でき、箱崎地区の大きな特徴となっている。

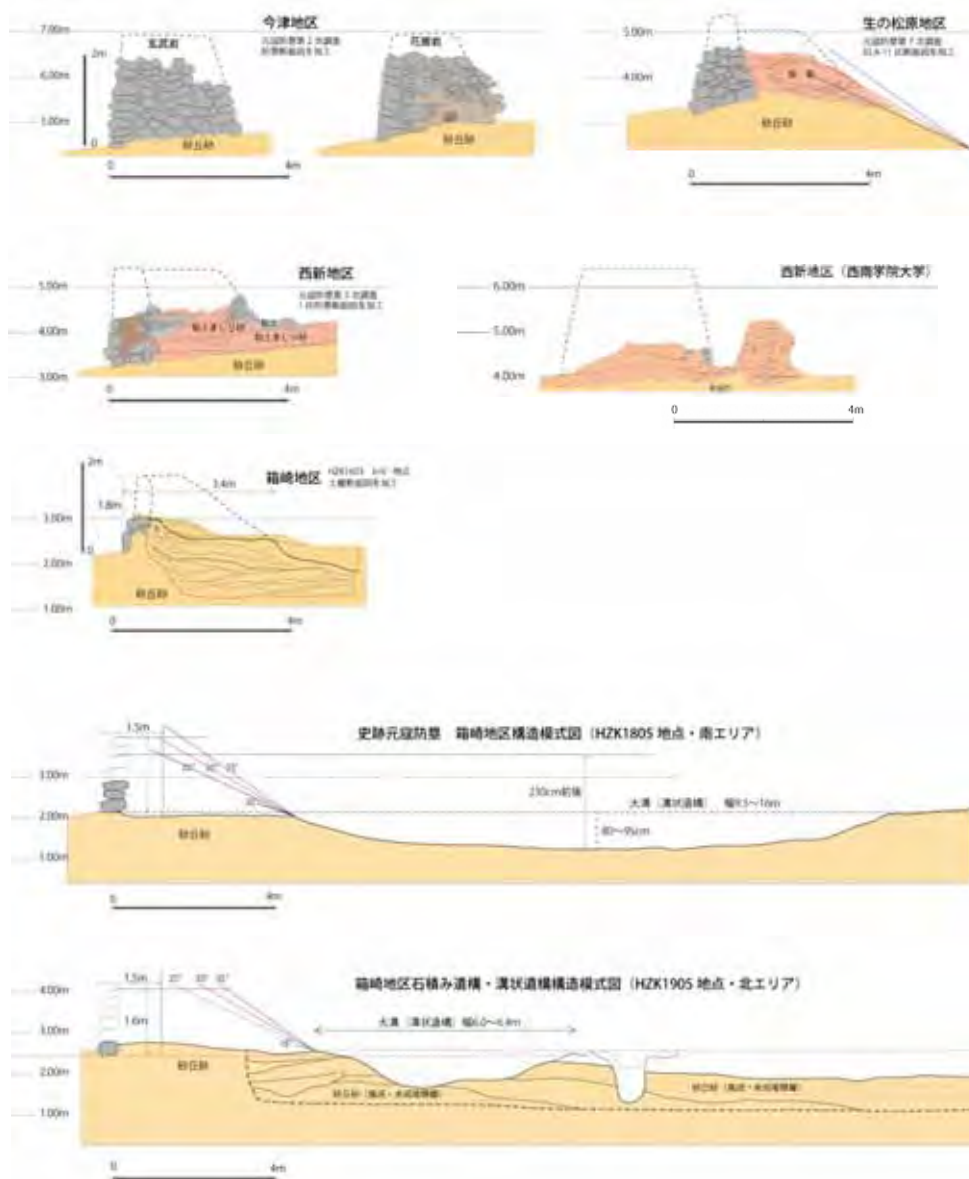


図 2-6 元寇防塁地点別構造比較図

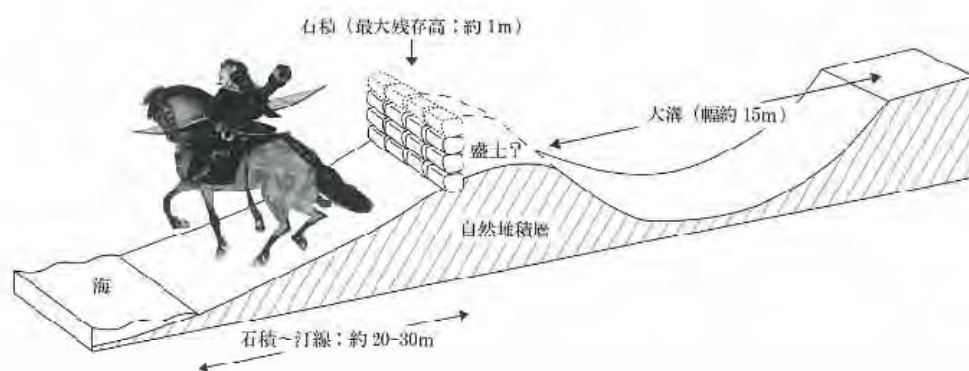


図 2-7 箱崎地区元寇防塁構造模式図 (九州大学埋蔵文化財調査室 2020 より)

参考文献

- 荒牧宏之編 2001『国史跡元寇防塁（生の松原地区）復元・修理報告書』
福岡市埋蔵文化財調査報告書第 694 集
- 伊藤慎二 2017「西南学院大学構内のもうひとつの元寇防塁遺構」
『西南大学国際文化論集』第 31 巻第 2 号
- 大塚紀宜編 2002『西新地区元寇防塁発掘調査報告書』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 726 集
- 大塚紀宜編 2007『香椎地区遺跡確認調査報告書』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 926 集
- 大塚紀宜 2013「元寇防塁と博多湾」『新修福岡市史特別編』福岡市
- 川上市太郎 1941「元寇防塁」『元寇史蹟（地之巻）』福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書第 14 集
- 川添昭二 1971『註解元寇防塁編年資料』福岡市教育委員会
- 川添昭二 1977『蒙古襲来研究史論』雄山閣出版
- 川添昭二 2006「元寇防塁が語るもの」『市史研究ふくおか』創刊号 福岡市史編さん室
- 木下讃太郎 1915「元寇防塁の石」『元寇史蹟の新研究』史跡現地講演会
- 藏富士寛編 2019『元寇防塁 調査総括報告書』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 1382 集
- 齊藤瑞徳編 2020『箱崎遺跡』九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 3
九州大学埋蔵文化財調査室報告第 4 集
- 佐藤一郎・井上繭子編 2002『博多 85』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 711 集
- 史跡現地講演会編 1915『元寇史蹟の新研究』丸善株式会社
- 島田寅次郎 1925「西新町（百道原）新発掘元寇防塁の横断面」『筑紫史談』第 34 集 筑紫史談会
- 竹谷水城 1921「多々良川以東に於ける元寇防塁の有無に就いて」『筑紫史談』第 24 集 筑紫史談会
- 竹谷水城 1922「多々良川以東元寇防塁有無に就いての補足」『筑紫史談』第 25 集 筑紫史談会
- 中山平次郎 1913『福岡付近の史蹟』九州帝国大学医科大学雑誌部
- 中山平次郎 1914「箱崎の石塁」『筑紫史談会講演会集第 1 輯』筑紫史談会
- 中山平次郎 1915 a「元寇当時の防塁と博多湾の地形変化」『元寇史蹟の新研究』史跡現地講演会
- 中山平次郎 1915 b「元寇役防塁址と博多湾岸の地形変化（上）」『歴史地理』第 25 巻第 3 号
日本歴史地理学会
- 中山平次郎 1925「博多湾の海岸線」『地球』3-1（中山平次郎 1984『古代乃博多』所収）
- 中山平次郎 1926・1927「古代の博多」『考古学雑誌』16-6～17-10
- 西園禮三・柳田純孝 2001『元寇と博多 写真で読む蒙古襲来』西日本新聞社
- 福岡市教育委員会編 1968『生の松原元寇防塁発掘調査概報』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 3 集
- 福岡市教育委員会編 1969『今津元寇防塁発掘調査概報』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 4 集
- 福岡市教育委員会編 1970『西新元寇防塁発掘調査概報』福岡市埋蔵文化財調査報告書第 11 集
- 福岡市教育委員会編 1978『史跡元寇防塁保存管理計画策定報告書』
- 福岡市教育委員会編 1995「地藏松原元寇防塁」『福岡市埋蔵文化財年報』Vol. 8
- 福岡市教育委員会編 1998「元寇防塁第 6 次調査」『福岡市埋蔵文化財年報』Vol. 11
- 福岡市教育委員会編 2002「元寇防塁第 9 次調査」『福岡市埋蔵文化財年報』Vol. 15
- 福岡市教育委員会編 2016「元寇防塁第 11 次調査」『福岡市埋蔵文化財年報』Vol. 30
- 福岡市教育委員会編 2017「元寇防塁第 12 次調査」『福岡市埋蔵文化財年報』Vol. 31
- 福田正宏・森貴教編 2018『箱崎遺跡』九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 1
九州大学埋蔵文化財調査室報告第 1 集
- 福永将大編 2021『箱崎遺跡』九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 4
九州大学埋蔵文化財調査室報告第 5 集
- 福永将大編 2022『箱崎キャンパス地区元寇防塁調査総括報告書』九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 5
九州大学埋蔵文化財調査室報告第 7 集
- 堀本一繁 2018「蒙古襲来と博多」『史跡で読む日本の歴史』6 吉川弘文館
- 三阪一徳・谷直子編 2019『箱崎遺跡』九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 2
九州大学埋蔵文化財調査室報告第 2 集
- 柳田純孝 1984「元寇防塁と博多湾の地形」『古代乃博多』九州大学出版会
- 柳田純孝 1988「元寇防塁と中世の海岸線」『よみがえる中世』1 平凡社

第3章 史跡整備の現状と課題

3-1. 史跡整備の現状

市内に位置する元寇防塁指定地について、各地点の史跡整備の現状を以下に記す。

(1) 今津地区

元寇防塁の西端部にあたる。延長は約3kmで、その大半が保安林指定を受けた松林の中に位置している。今津地区の東端部を除いて防塁の多くは砂丘内に埋没しているが、昭和46・47（1971・1972）年度の整備事業において、延長170mにわたって高さ1～1.5mほど防塁の露出展示を行い、その東側100mについては防塁上面の展示を行っている。また、同時に1か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化をはかるとともに、石製標柱3基、説明板3基のほか注意喚起の看板を設置している。また、史跡地南東側に四阿を設置し、元寇防塁についての説明および映像展示を行い、周知や理解促進に努めている。

本地区では防塁と松林を地域の宝として保存継承していくことを目的として、地域による環境整備活動が活発に行われており、ボランティアも募りながら、松林・史跡地内の継続的な除草・松苗植樹等の活動を行っている。また、地域小学校と連携しながら授業の中で行う防塁の環境整備活動やボランティアを中心としたまち歩きの中でのガイドツアーなどの公開活用事業も行っている。



図3-1 今津地区露出展示



図3-2 今津地区上面露出展示



図3-3 今津地区四阿



図3-4 今津地区まち歩き

(2) 今宿横浜（今山）地区

史跡今山遺跡の南東側に隣接する。指定地の大半は民有の宅地および農地である。現状で説明板等の設置は行っておらず、史跡としての確実な保存を図っている。

(3) 今宿青木（長垂）地区

国指定天然記念物「長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈」の西側に位置する。昭和 51・52（1976・1977）年度の整備事業により、張芝を行ったうえで擬木柵を設置し公開を図っている。また、説明板 1 基・石製標柱 1 基を設置している。



図 3-5 今宿青木地区現況



図 3-6 今宿青木地区石製標柱

(4) 生の松原地区

肥後国による築造分担であることが知られ、『蒙古襲来絵詞』において竹崎季長が防塁上に登って警備にあたっている肥後国御家人の前を騎馬で進んでいく様子が活写されている。

指定地は幅 27m、延長約 1.6km に及び、現在はその大半が九州大学早良保全緑地のなかに位置している。防塁は保安林指定を受けた松林に囲まれ、多くが砂丘内に埋没しているが、昭和 49・50（1974・1975）年度の整備により、東端部付近で整備の上露出展示を行い、そのほか 3 か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化を図っていた。このうち東側の露出展示箇所（延長 100m）では平成 11（1999）年度に再整備を行っており、このうち延長 50m については高さ 2.5m に復元的に整備している。また、これにあわせ新たに陶板による説明板を 2 基設置している。



図 3-7 生の松原地区復元整備



図 3-8 生の松原地区説明板

生の松原地区では防塁の眼前に博多湾が一望でき、元寇と海が結びついた当時の歴史的景観が非常にイメージしやすい立地にあり、見学者も多く訪れている。なお、このほか石製標柱3基と説明板2基が設置されている。また、ここでは地域を主体として、松林の保護活動とともに、復元整備地内の除草等環境整備への取り組みが行われている。

(5) 姪浜向浜地区

現在小戸公園内に位置している。昭和50(1975)年度の整備事業により、張芝を行ったうえで周囲に擬木柵を設置し公開を図っている。また、説明板1基・石製標柱1基を設置している。



図3-9 姪浜脇地区現況

(6) 姪浜脇地区

かつては指定地の北側前面に防波堤が築かれ海に面していたが、現時点では埋め立てが進み、住宅街・商業施設が広がる。

昭和54～56(1979～1981)年度に張芝を行ったうえで擬木柵を設置し公開を図っている。また、説明板1基・石製標柱1基を設置している。



図3-10 百道地区現況

(7) 百道地区

指定地は林野庁有地と福岡市有の墓地となっている。昭和47(1972)年度に、張芝を行ったうえで防塁石列の上面を露出展示し、展示の周囲を擬木柵で囲い公開を図っている。また、説明板1基・石製標柱1基を設置している。

(8) 西新地区

大正9(1920)年に発掘調査が行われた後、露出していたものを、昭和36(1961)年及び昭和44(1969)年の保存工事により延長20mにわたって高さ1.3mほどの露出展示及び張芝を行い、公開を図っている。指定地には説明板1基・石製標柱1基を設置している。

なお、隣接する西南学院大学構内での施設整備に伴い、平成11(1999)年に防塁の一部が確認され、校舎内部に移築・復元のうえ一般に公開されている。

また、西新・百道地区周辺には鳥飼・亀原など文永の役(1274年)の故地も知られており、まち歩きルートとして活かすとともに、福岡市博物館等の教育施設との連携も図っている。



図 3-11 西新地区露出展示



図 3-12 西南学院大学移築復元

(9) 地行地区

住宅街の中に位置し、面積も 155 m²と狭小であり、敷地周囲に保護柵を設置のうえ説明板を 1 基配置し、公開と保全を図っている。

(10) 箱崎地区

九州大学箱崎キャンパス跡地に位置しており、現在、将来活用予定の建物を除いて大学施設全体が解体され、更地となっている。史跡地では 40 cmほどの保護盛土を行ったうえで、遺構の保存を図っており、その他の保存整備事業は行っていない。また、キャンパス跡地全体が安全柵によって囲まれており、関係者以外の出入りはできない状況となっている。



図 3-13 地藏松原地区と箱崎地区現況



図 3-14 箱崎地区現況



図 3-15 箱崎地区 HZK1603 地点



図 3-16 箱崎地区 HZK1905 地点

(11) 地蔵松原地区

JR 鹿児島本線で東西に分かれている。東地点は昭和 53（1978）年に張芝を行い、現在は地蔵松原公園の一部として公開している。指定地には説明板 1 基・石製標柱 1 基を設置している。また、西地点は九州大学箱崎キャンパス跡地に位置し、箱崎地区の整備に合わせて整備・公開を図る予定である。現況では石製標柱 1 基が設置されている。



図 3－17 地蔵松原地区（東地点）現況



図 3－18 地蔵松原地区（西地点）現況

3－2．市内における元寇防塁の特徴

これまでに概観してきた本市に所在する史跡元寇防塁の現状から、整備活用上の特徴を表 3－1 の様に整理した。

これまでに整備・公開を行ってきた元寇防塁指定地は、市内の西側を中心にして博多湾岸に断続的に所在しており、全体としては、大きく「今津・今宿」、「生の松原・姪浜」、「百道・西新」の 3 つのエリアに区分できる。それぞれのエリアで核となる地点においては、これまでの整備事業の中で露出展示や復元整備が行われており、元寇防塁の顕在化を図りながら公開活用を進めている。

一方で、各エリアのつながりという点においては、博多湾岸に構築された元寇防塁の本来的な連続性を体感することが困難であり、その大規模な全容の理解という点が大きな課題であると同時に、今回の整備対象となる「箱崎エリア」における整備・活用の方向性を定める上でも重要な視点となる。

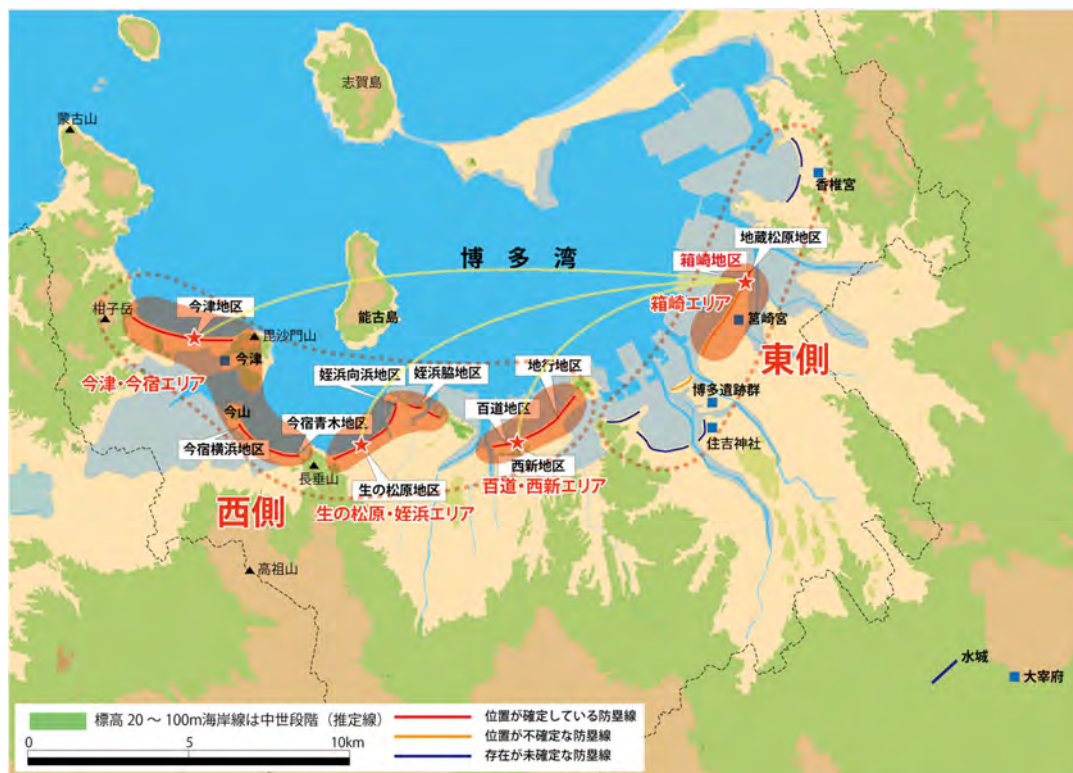


図 3-19 史跡元寇防壁エリア配置図

エリア	現況（整備・活用状況）	エリアの特徴
今津・今宿エリア 【拠点：今津地区】	●露出展示 ●四阿、説明板、映像展示 ●地域が主体となった環境整備、まち歩き、体験調査 ●広大な松林の内に立地	▶当時の地形や、海と元寇防壁の関係を体感できるエリア ▶松原の保全など、自然環境と一体となった歴史学習、体験ができる
生の松原・姪浜エリア 【拠点：生の松原地区】	●復元整備 ●説明板（陶板による絵図の展示） ●九州大学早良保全緑地内に位置	▶「蒙古襲来絵詞」に描かれた場であり、当時の騎馬で進んでいく様子など、戦いの場面を具体的にイメージできるエリア ▶防壁から博多湾が一望でき、海との関係をイメージしやすい
百道・西新エリア 【拠点：西新地区】	●露出展示 ●説明板 ●まち歩き ●市博物館や西南学院大学等教育施設との連携	▶暮らしと元寇防壁が一体となり、日常の中での歴史学習ができるエリア ▶都心近郊の文教施設が充実したエリア
箱崎エリア 【拠点：箱崎地区】	●未整備	▶新しいまちづくりに合わせて整備を行う ▶都心近郊に位置し、元寇防壁全体理解の拠点となる

表 3-1 市内における元寇防壁のエリア別概要

3-3. 史跡整備に向けた課題

(1) 史跡元寇防塁全体における整備の課題

1) 保存管理のための整備の課題

指定地内において松林と共存している地点では、木根等による遺構への影響が懸念される。松林の多くは保安林としての指定を受けており、市民生活に必要な不可欠な施設であるだけでなく、歴史的な経緯からも地域の宝として親しまれている。そのため、防塁と松林の共存は公開活用を図るうえでも重要な課題であり、計画的な対応が必要である。

2) 活用のための整備の課題

元寇防塁は福岡市を代表する貴重な歴史資産であり、福岡市の特徴を端的に示す史跡として多くの市民・観光客が訪れる場所であるが、魅力や歴史的価値の発信が不十分であり、史跡の理解・周知を進めるうえで課題もある。

また、史跡の立地上多くの地点では公共交通機関等の利便性の面でも、訪問・見学における不便が生じている。にぎわい・集客や地域活性化、歴史理解等の拠点として活用していくためにも、周辺施設との回遊性を高めながら、受け入れ環境の整備をすすめるとともに、新たな魅力の向上を目指した積極的な取り組みが必要である。

現在、整備公開が行われている地点のうち、平成11年度に復元整備が行われた生の松原地区を除いて、多くが昭和40～50年代に行われた事業の所産である。このため施設の老朽化が進み、見学者の安全確保や史跡の理解・周知等の公開・活用にも課題が生じており、史跡地の再整備または施設の修理更新の必要性が高くなっている。

特に、露出展示においては、石積みの変異等も認められており、計画的な石積みの解体等による修理・補修等を行う必要がある。また、整備地に設置されたコンクリート製の土留め壁・擬木柵、金属製のフェンスにも毀損が認められ、今後の公開活用を視野に入れた早期の改修等が必要である。

3) 運営・体制のための整備の課題

史跡地が市内全体に点在し、それぞれの地点での立地環境や諸条件が異なる中で、保存会の結成や地域と共働した環境整備活動に取り組んでいるが、総合的な公開活用事業の展開には至っていない。

また、ボランティアによるまち歩きなども実施しているが、公開活用事業との有機的な連携にも課題を残している。

今後、市民・地域・NP0・学校・企業等多様な主体との連携・共働を積極的に進めながら、総合的な体制の構築が求められる。

(2) 箱崎地区元寇防塁における整備の課題

1) 保存管理のための整備の課題

箱崎地区元寇防塁は、現在保護盛土により現状保存を図っている。整備に当たっては、残存する遺構の確実な保存を図るために、整備手法等を含めた確実な保存措置を講じたうえで、本質的価値の顕在化を図ることが必要である。

2) 活用のための整備の課題

九州大学箱崎キャンパス跡地では周辺地域を含め約 50ha において先進的な新しいまちづくりを行うこととしており、史跡の整備・活用にあたっては、まちづくりと調和した一体性の確保を行い、多様なニーズを有する利用者が憩い、集うことのできる空間の提供が求められる。

また、都心部に近いという立地上、特に埋め立て・開発が進んでおり、現状では本来沿岸部に位置していた元寇防塁から海を望むことはできない。海岸まで 1.5km の位置となっており、景観上元寇という海と深く結びついた歴史的事象が想起し難い状態である。一方で、箱崎地区以外の指定地はおおむね市域の西側に偏在しており、箱崎地区とその他の地区との一体感を感じることが困難となっている。このような状況の中で史跡の持つ歴史的価値の理解・周知を進めていく必要がある。

周辺には旧唐津街道箱崎のまちなみや筥崎宮など、魅力的な歴史資産が多く点在しており、箱崎地区元寇防塁を拠点とした周遊の促進によるエリア観光の充実が求められる。

3) 運営・体制のための整備の課題

新たに創出されるまちにおける史跡のマネジメントとして、地域等多様な主体と共働した取り組みが必要である。『九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン』においても、「まちの一体感の創出や魅力向上を図るとともに、既存の自治協議会等やコミュニティの存在した周辺地域及び跡地等が連携・調和し、一体的に発展することを目的として、まちづくりマネジメントの仕組みを導入する」こととしており、史跡においても同様の考え方を踏襲する。

また、民間の有するアイデア・実行力・機動性等を活用していくことで、史跡への新たな価値の付与や魅力の向上につなげるとともに、持続可能な管理体制の構築が求められる。

第4章 基本理念及び基本方針

4-1. 元寇防塁全体の基本理念

(1) 本市における元寇防塁の今日的意義

鎌倉時代に訪れた一連のモンゴル帝国（元）との攻防は国内通史の中でも極めてインパクトが強い出来事であり、その後の日本社会にも大きな影響を与えてきた。その歴史的事象を、同時代の遺構として今に伝えるのが本市に残された元寇防塁である。博多湾岸約20kmにわたり構築され、石築地と呼ばれた石積みと、それにとまなう付帯施設はその防衛上の機能のみならず、当時の景観を一変させる巨大な構造物であった。また、現在の元寇防塁は前線防衛を唯一の目的とした遺構として、当時の国際情勢のみならず、日本国内を広く覆った畏怖と緊張感を今に伝えている。

モンゴル帝国の襲来当時、博多を中心とした箱崎、今津、香椎などの博多湾沿岸部は、中国南宋を中心とした対外交易の門戸であり要衝として、まさに今日に続く「ゲートウェイ都市」として発展を続けていた。また、特に博多においては日本に移り住んだ宋人との混住が進み、グローバルな国際都市として活況を呈していたと考えられている。交流を軸として都市の発展や多様性を生み出していた当時の状況は、まさに今日の福岡そのものである。博多湾沿岸部がモンゴル帝国からの攻撃の対象となったのは、そのような対外的な門戸・要衝であったためであり、「ゲートウェイ都市」であったが故の出来事と言える。さらに、九州一円に所領を有する御家人を動員したうえで、当時持ち得る最大限の技術を駆使して防塁を築造し、博多湾岸に防衛ラインを形成したという、これまで経験したことのない一大土木事業を、非常に短期間のうちに行っている。これも、人及び物資の集積を発展の原動力としてきた拠点都市福岡の一面を象徴的に示す事象と言える。

また、元寇はその歴史的経緯から戦闘行為とは密接不可分な関係であり、実際に2度にわたるモンゴルからの襲来に際しては、各地で戦闘が行われ、その状況は文献・絵画資料にも残されている。現在元寇防塁を通じその歴史的意義を学ぶ我々にとって、その背景や歴史的事実を知り、平和へ思いを馳せることも重要である。

このように元寇防塁は、現在の「アジアに開かれた国際交流都市福岡」・「グローバル拠点都市福岡」の特色を端的に示す歴史資産であるとともに、平和について思いを馳せることのできる場である。そして、その歴史的価値と防塁築造に関わる一連の歴史的ストーリーを知ることは、都市福岡の現在そして将来の在り方について考えることにもつながる。そのためにも史跡の確実な保存・継承を前提としながら、来訪者等に対する訴求力を有し、共感を得ることのできる整備・活用を進めていくことが必要であり、そのうえで、『福岡市歴史文化基本構想』で示しているように、「文化財の価値を都市の活力や都市の魅力向上の資源としていく」ことを目指していく。そして、この貴重な歴史資産を本市の魅力発信、地域活性化、歴史理解等の拠点とするためには、まちづくりとの連携を図りながら市民・地域・NPO・学校・企業等の多様な主体と連携して、公開・活用に取り組むことが必要となる。

（２）目指すべき将来像と基本理念

史跡元寇防塁においては、その魅力や価値を伝えるため、本質的価値の確実な保存・継承を図りながら、それが有する歴史的な価値や背景を理解及び実感し、現在そして未来について考えるきっかけとなる場としていくことが必要である。そのためには史跡地の持続的な保存修理や環境整備、さらには体験的でわかりやすい情報発信等が求められる。そして、より多くの人々に本史跡の価値を理解してもらうためには、これまで史跡に興味を持っていなかった人に対しても、史跡を訪れる機会を創出していくことが重要な視点となる。そこで、多様な利用者のニーズを踏まえ、誰もが史跡の歴史的価値を容易に理解し、憩い・集える環境を整えたうえで、集客や交流といった多面的な機能を有する場を目指すものとする。

これらを踏まえ、元寇防塁がそれぞれの地域におけるシンボルとして、市民生活に溶け込んだ空間とするとともに、「ゲートウェイ都市」福岡の象徴として認知された存在となることを目指すものである。

【元寇防塁全体の整備活用における基本理念】

中世の国際情勢を端的に示す元寇防塁を通して、平和について思いを馳せながら、対外交流を軸として都市の発展と多様性を生み出してきたグローバルな「ゲートウェイ都市」福岡の、歴史を知り未来につなぐ。

4-2. 箱崎地区元寇防塁における整備の基本理念と基本方針

(1) 箱崎地区元寇防塁の特質

箱崎地区の元寇防塁は、薩摩国に所領を有する御家人によって築造されていることが文献資料等で認められており、これまで確認された他の地区のものとは、石積みの手法、背面の大溝の存在などの点で構造的に異なることが大きな特徴である。このことは防塁の構築手法・機能・維持管理の状況等を考えるうえで貴重な資料を提供しており、これまでとは異なる視点での歴史的価値の提示が可能である。

また、これまで確認されていた防塁は市内西部に偏在しており、箱崎地区では博多湾岸に20kmにわたって築かれた長大な構造物である防塁の東の拠点として、防塁全体を俯瞰し規模等が実感できる位置にある。加えて都心近郊に位置するため、アクセスの点でも他の地点と比べ集客に大きな利点を有するとともに、周辺にも旧唐津街道箱崎のまちなみや宮崎宮などの見どころも多く、回遊性を高めていくことにより周遊の総合拠点として活用していくことが可能である。

箱崎地区元寇防塁においては、これらの特徴を活かしながら、多様な利用者のニーズに対応した今日的な整備・活用に取り組むことが求められる。

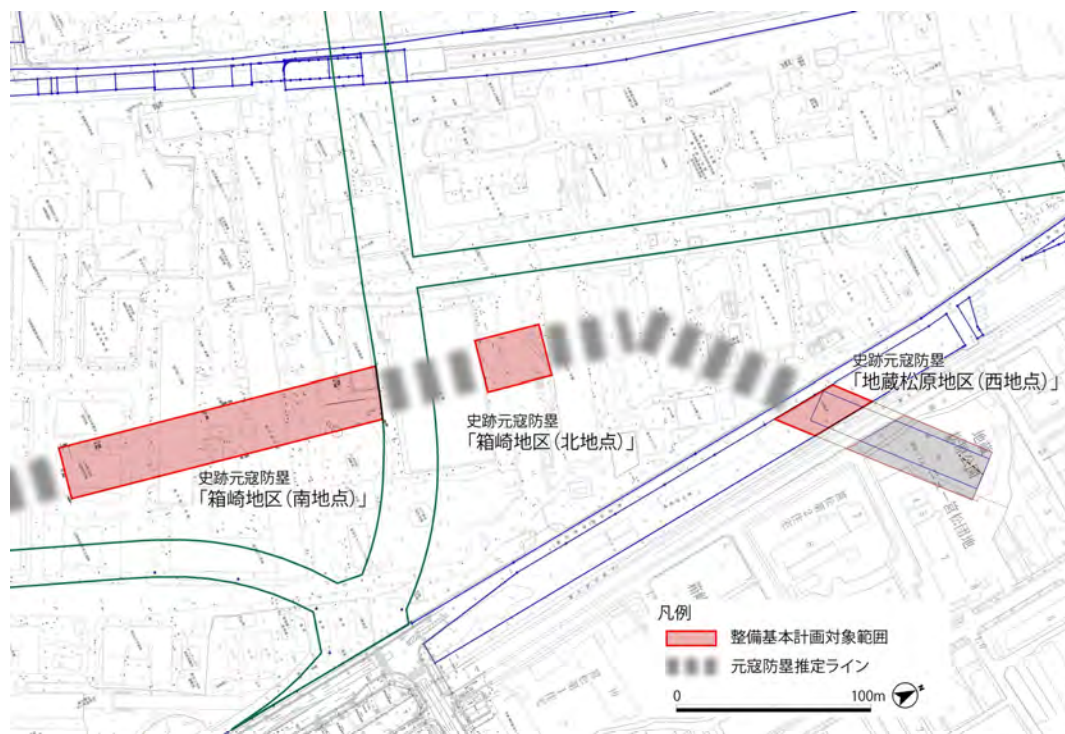


図4-1 箱崎地区および地藏松原地区位置図

(2) 九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりとの調和

本史跡の所在する九州大学箱崎キャンパス跡地及びその周辺では、多様な社会課題が顕在化する現代において、それら今日的課題を先端技術の導入などにより解決し、快適で質の高いライフスタイルと都市空間の創出、さらにはその持続的な発展を目指す、「FUKUOKA Smart EAST」の考え方に基づくまちづくりが進められている。

史跡の整備においても、過去から連続する時間軸の延長線上に新たに描くまちと調和した方向性を見いだしていくことが重要であり、本史跡の有する本質的価値を確実に保存継承したうえで、新たに創造される先進的まちづくりと元寇防塁の持つ豊かな歴史性との融合が、本史跡の整備・活用において目指す姿ともいえる。

例えば、この場所に訪れる様々な人たちに、史跡の本質的価値を伝えていくプロセスが重要な視点として挙げられるが、そのためには、先端技術を駆使した展示そのものの訴求力を活かすといった手法も考えられる。これは、このまちが提供する先端技術により「誰もが容易に様々なサービスを享受できる仕組み」の中に、本史跡も調和しながら供用していくという方向性に合致するものである。

さらに、新しいまちには、大人、こども、高齢者、外国人、また、視覚障がい、聴覚障がい等のハンディキャップを持つ人といった多様な属性の人々が暮らし、訪れることが想定される。これらの人々に対して、均質な情報を伝えることを可能とする、インクルーシブな史跡空間を目指していくという視点も欠かすことはできない。

また、人はだれしも身体だけでなく精神的・社会的に健康で幸福な状態であることが必要であり、新たなまちに暮らす人々やまちを訪れる人々が健康的で満たされた生活を送るための場の一つとして、史跡も位置付けられる必要があり、誰もが等しく憩える場としての機能も重要な視点である

このように、先端技術の導入等により、誰もが、いつ訪れても、本史跡の価値にアクセスする機会が平等に保証され、あわせて誰もが憩うことができる空間を提供することにより、訪れたすべての人に満足感を抱いてもらえる場を作り出すことが重要である。これは、史跡や本市の歴史文化についてより深く理解することを可能とし、理解できない利用者を排除しない、「インクルーシブ」な考え方や、「ウェルビーイング」な場の提供による史跡の新たな価値の創出にもつながると考えられる。

(3) 箱崎地区における整備活用の基本理念及び基本方針

ここまでに整理した本史跡における現状や諸課題、箱崎地区の位置付け等を基にして、箱崎地区元寇防塁の整備活用における基本理念と基本方針を以下に示す。

なお、現在の新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、史跡内での滞在や活用において、ポストコロナの新しい生活様式に配慮した対策や意識の向上を基本方針の前提と位置付ける。

[箱崎地区元寇防塁における整備活用の基本理念]

新しいまちづくりと調和した空間の中で、博多湾岸に広がる元寇防塁に対する理解を深めながら、都市福岡の過去～現在～未来をつなぐ歴史的価値とストーリーを伝えるとともに、日常的なゆとりある憩いの空間や様々な分野と連携した取り組みを提供する。

基本方針1：本質的な価値の確実な保存継承

現在、史跡地においては保護盛土を施したうえで、本質的価値を構成する要素である、石積み遺構及び大溝の保存を図っている。

今後の整備・活用にあたっては、遺構の保存継承を確実に言いながら、本質的価値の顕在化を図ることが重要であり、これまでの調査・研究によって得られた知見に基づき、保存継承に向けて十分な対応を図るものとする。特に、整備における工法検討を含めて、確実な保存措置を講じるとともに、多面的な活用を視野に入れた場合に想定される利用者の行動から、遺構を守るための視点でも対応を示すものとする。

基本方針2：「ゲートウェイ都市」としてのシビックプライドの醸成

本史跡が中世における我が国の社会・外交等において、貴重な歴史的事を現代に伝える空間であり、「ゲートウェイ都市」福岡の過去～現在～未来につながる場として、そこに暮らす誇りや歴史に対する関心を醸成し、親しみを育んでいく。

そのために、特に未来を担う子供たちに対しては歴史学習の機会創出に留意し、戦略的な広報展開や学校教育等との連携による歴史学習の拠点形成や史跡を活用したプログラムづくりを推進するとともに、先端技術を活用することにより、多様な人々が史跡を訪れその価値を理解してもらえきつかけを創出する。

基本方針3：先進的まちづくりに調和したインクルーシブな整備

福岡を代表する歴史資産である史跡元寇防塁の整備にあたっては、元寇防塁の持つ歴史的意義やストーリーについての理解・周知を進め、広くその魅力や価値を伝えていくことが必要である。

また、史跡元寇防塁の箱崎地区と地藏松原地区の一部は九州大学箱崎キャンパス跡地に位置しており、史跡の整備・活用にあたっては、ここで行われる新たなまちづくりとの調和を目指すものとする。

そこでは、楽しみながら体験的に歴史に対する理解を深めることができる展示解説や先端技術を活用した情報発信等により、誰もが史跡の本質的価値にアクセスできるインクルーシブな整備を目指。

基本方針4：多様な来訪者の憩い・交流の場となる空間の創出

史跡としての活用の枠を広げるために、外部に対して開かれた史跡となるよう、柵のないシームレスな構造としながら、箱崎キャンパス跡地のまちづくりにおいて整備される建築物や公園等と連携したネットワークにおいて、人の流れや滞留を生み出す場とする。

また、まち全体の一体性の一翼を担う空間としての役割にも留意した景観形成を図りながら、日常的な利用を視野に入れ、誰もが憩い、交流することができる空間の創出により、多様な利用者が幸福で満たされた状態であるウェルビーイングの向上を目指す。

基本方針5：新たな価値の付与や魅力の向上による機能充実と活用促進

箱崎地区元寇防塁の立地を活かし、周辺施設や文化資源、市内に点在する元寇防塁指定地等についての理解を深め周遊に誘うとともに、にぎわい・集客・歴史理解に資するための総合拠点と位置付け、便益・休憩機能の充実や活用促進を図りながら、多様なニーズを有する利用者の誰もが憩い、交流することのできる空間の提供を目指す。

またその実現のために、市民・地域・NPO・学校・企業等多様な主体との連携を図り、それら民間活力の導入等による新たな価値の付与や魅力の向上、持続可能な管理体制の構築等を目指す。

	歴史文化基本構想 保存活用の取り組み（基本方針）	関連する SDGs の 目標	グランドデザインまち づくりの方針との対応
基本方針1	☐ 知る ☒ 守る ☐ 活かす	4	4
基本方針2	☒ 知る ☐ 守る ☒ 活かす	4	2・4
基本方針3	☒ 知る ☐ 守る ☒ 活かす	9	1・4
基本方針4	☒ 知る ☐ 守る ☒ 活かす	11	1・3
基本方針5	☒ 知る ☐ 守る ☒ 活かす	11	1・5



図4-2 整備における基本方針の対応関係

元寇防塁は、博多湾岸で延長 20km にわたり連続して構築され、これほどの規模を有する一連の遺構は国内に類例がなく、本史跡の有する歴史的価値を示す大きな特徴となっている。本計画において、検討を行う主な対象地は、九州大学箱崎キャンパス跡地に位置する、箱崎エリア（箱崎地区南地点・北地点、地蔵松原地区西地点）における3箇所の指定地であり、これまでに示してきた基本理念や基本方針を基に箱崎エリア内の地点別整備方針を示した上で、箱崎エリアの整備についての基本的な考えを提示する。なお、今後の具体案の策定については、まちづくりの進捗に合わせて行うものとする。

5-1. 箱崎エリア内の地点別整備方針

箱崎エリアの史跡指定地は、箱崎地区（南地点・北地点）、地蔵松原地区（西地点）という2地区3地点で構成されている。

（1）各地点の概要

1）箱崎地区（南地点）

九州大学箱崎キャンパス跡地の中央付近にあり、指定地3地点中で最も南側に位置する。指定地は新たに計画される都市計画道路に接し、南北長約 167m、東西長 27m で面積は 4504.97 m² の狭長な形状となっている。指定地近隣には箱崎中央公園、箱崎中学校が計画されており、九州大学博物館が所在する近代建築物が残されている。今回の整備対象地の中で面積的に最もまとまっており、史跡の整備活用の点で箱崎エリアの拠点となる地点であるとともに、周辺地域や元寇防塁全体の回遊に誘う拠点的な位置づけを与えることができる。

2）箱崎地区（北地点）

南地点とは都市計画道路を挟んで北側に位置する。南北長約 32m、東西長 27m で面積は 887.7 m² のほぼ矩形をなす地点である。3地点の中央に位置しており、箱崎地区の史跡指定地をつなぐ交流・憩いの場として位置付けることができる。

3）地蔵松原地区（西地点）

対象地の北東端に位置する。JR 鹿児島本線を挟んだ地蔵松原地区東地点はすでに「地蔵松原公園」の一部として供用されている。西地点は約 22m×27m で面積 608.61 m² の略平行四辺形をなす画地である。既存のまちである「筥松」地域と新たなまちの結節点にあたる。

(2) 地点別の整備方針

以下に箱崎エリアにおける地点別の整備方針をまとめる。

地点名	地点の整備方針
箱崎地区 (南地点)	箱崎エリア及び市内元寇防塁の拠点：多様な人々を呼び込む ▶箱崎エリア内の拠点となるゾーンとして、史跡の価値を体感する拠点とする ▶誰もが容易に史跡の情報にアクセスできる ▶箱崎エリアのみならず、市内の元寇防塁や箱崎のまちなみへの回遊を促す情報発信拠点として位置付ける ▶箱崎キャンパス跡地のまちづくりとの調和を図る
箱崎地区 (北地点)	箱崎エリアをつなぐ交流・憩いの場：箱崎エリアの回遊を促す ▶箱崎地区（南地点）と地藏松原地区の間に位置し、各地点をつなぐ地点として、南北方向への連続性や回遊を促す空間づくりを図る ▶史跡の価値を効果的に伝えるため、体験的な展示解説の充実を図る ▶箱崎キャンパス跡地のまちづくりとの調和を図る
地藏松原地区 (西地点)	地域に開かれた憩いの場：新しいまちと地域をつなぐ ▶史跡の価値を効果的に伝えるため、体験的な展示解説の充実を図る ▶周辺住民に日常の憩いの場を提供する ▶住宅地である宮松のまちと、新たに生まれるまちとをつなぐ地点として位置付ける ▶箱崎キャンパス跡地のまちづくりとの調和を図る

表 5-1 箱崎エリア内3地点の整備方針

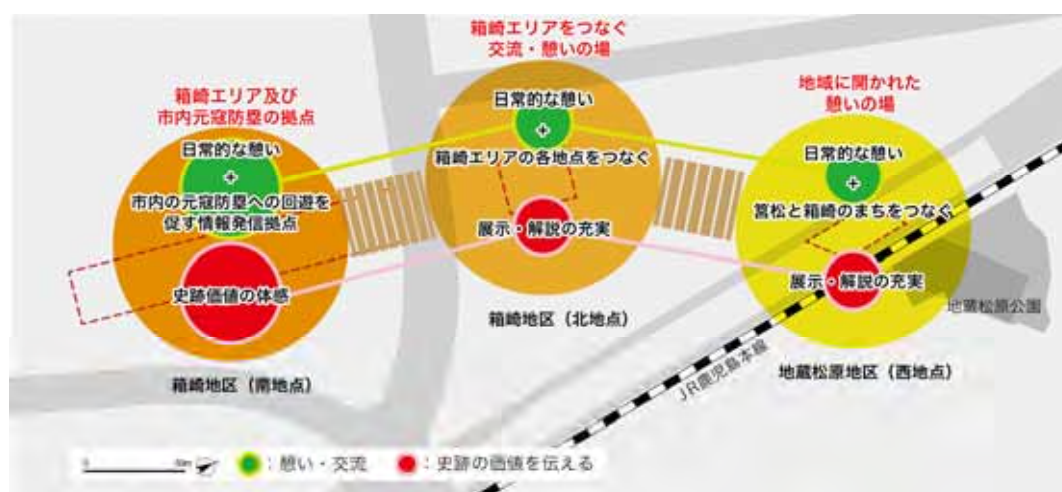


図 5-1 箱崎エリア内3地点の整備方針模式図

5－2．各地点におけるゾーニングとゾーンごとの整備方針

前項までに整理した整備方針等を基に、箱崎エリアにおけるゾーニング案を以下の様に整理し、各ゾーンの役割およびゾーンごとの整備方針を下表の様に設定した。

なお、これらの整備の具体的内容については、今後の九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり計画の具体化にあわせ、適宜調整を図るものとする。



図5－2　箱崎エリア内ゾーニング図

表5－2　ゾーンごとの整備方針

ゾーン名	ゾーンの役割	主な導入機能	ゾーンの整備方針
エントランスゾーン	・史跡へのアプローチとなるゾーンであると同時に、箱崎地区、地藏松原地区をつなげる、各地点間の結節点	移動機能	・前面の歩道と調和した舗装等、道路と史跡地の空間の分断をなくし、道路側に開かれたエントランスづくり ・史跡であるということを示す、ゲート性をもったサイン等の設置 ・多様な交通手段で史跡地を訪れることができるような、車やモビリティでの来訪者に対しての適切な誘導
展示・解説ゾーン	・延長 20km に及ぶ元寇防塁全体の魅力と海に面した当時の臨場感や、都市福岡における意義やストーリーの伝達 ・本史跡の価値を視覚的・体験的に伝え、あらゆる人が史跡の本質的価値を容易に理解するための遺構表示や解説 ・史跡および箱崎エリア全体の歴史文化を伝え、まちあるきへとつなぐための総合的な情報発信 ・誰もが快適に過ごすための施設の配置 ・覆屋・展示施設に維持管理・学習・解説・便益等の機能を集約・併設	展示機能 解説学習機能 管理機能 広場機能 便益機能	・石積み遺構の構造的な理解を進めるための、立体的な復元を行い、触れることなどにより、誰もが「知る」、「楽しむ」、「感じる」ことができる体験的な復元整備の導入 ・連続した遺構として、空間の連続性を表現するために、眺望の確保や、遺構の平面表示等の実施 ・映像等先進的デジタル技術やハンズオン、ワークショップなどのプログラムと連携した体験学習の導入 ・あらゆる人にとって史跡に対する理解が進み、滞在が快適なものとなるよう、覆屋・展示施設を設置し、必要最小限の管理運営・公開活用・便益機能を併設。 ・小中学校の学習拠点として積極的に活用できるスペースの確保 ・史跡地の管理・運営、ボランティアの活動拠点としての機能充実 ・樹木・草花による中世の海浜景観の表現
広場ゾーン	・日常的な憩いの場の提供 ・すべての来訪者の多様なニーズを受け止めるためのオープンスペースを確保 ・活動を支える機能や、イベント時の拡張的な活用にも対応	広場・休憩機能	・遺構の連続性を表現するための平面的表示等の実施 ・日常的な利用を支える、給水施設・ベンチ等の施設設置 ・ここにしかない空間づくりや元寇防塁への愛着の醸成を図るため、防塁をモチーフとした体験的施設等の導入 ・イベント等の利用にも対応する多目的スペースを確保し、一部には車両の乗り入れも可能な舗装を敷設

5-3. 動線計画

動線計画は、広域動線として（１）箱崎キャンパス跡地のまちづくりエリア内、また史跡内の回遊動線として（２）箱崎地区南地点内部という、２段階のフェーズにより設定を行う。

（１）箱崎キャンパス跡地のまちづくりエリア内の動線

九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザインにおける回遊は、下図の通り位置付けられており、この考え方を基本として箱崎キャンパス跡地のまちづくりエリア内の動線を示す。

また、史跡への来訪手段ごとのエントランスを明確にし、箱崎地区南地点と北地点をそれぞれ回遊起点とし、中央公園、近代建築物活用ゾーンと北地点、地蔵松原地区両方向への回遊を促すものとする。

※九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン（平成30年7月）をもとに作成

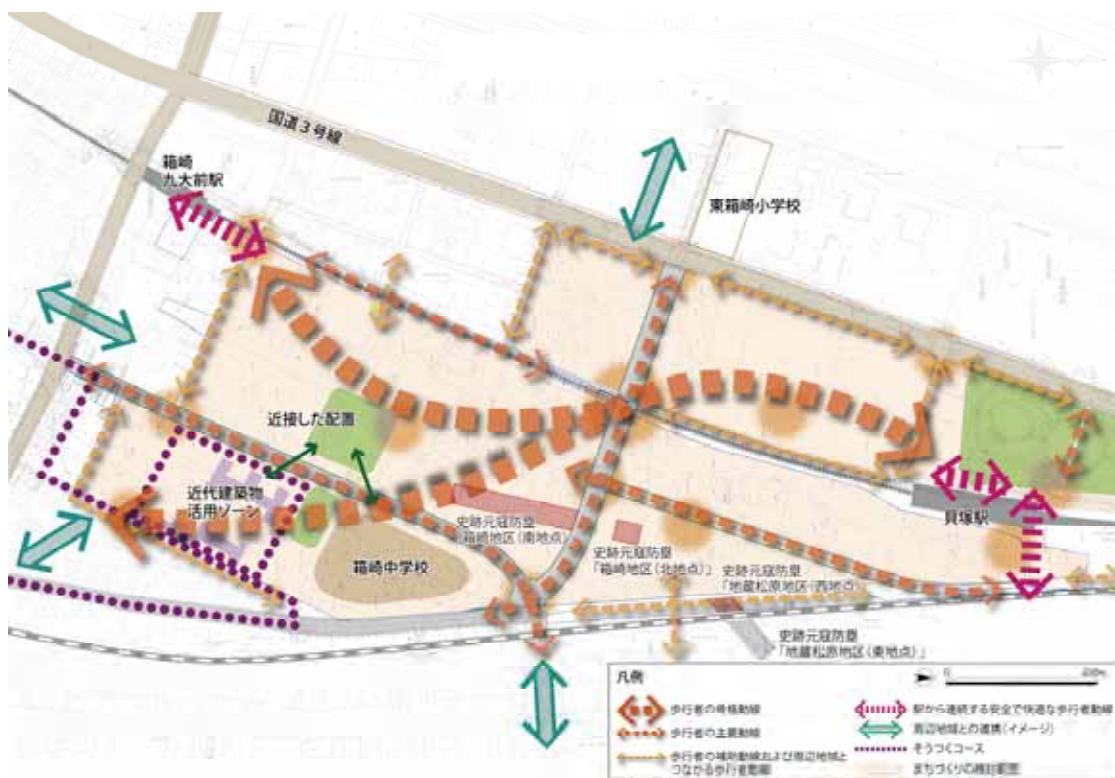


図5-3 歩行者動線イメージ

(2) 箱崎地区南地点内部の動線

箱崎地区南地点は幅 27m、長さ約 167mの長方形を呈しており、これを有効活用するため、南北長軸方向に歩を進めながら元寇防塁の歴史的価値や福岡発展の歴史について、誰もが体感できる場づくりを目指している。またここでは、周囲との一体性を確保し、まちに開かれた史跡地とするため、指定地周辺には基本的に柵等の施設を設置しない構造とする。そのため南北に長い形状から、道路に面した北側及びグランドデザインに示す歩の軸に近接する南側をメインの出入り口としたうえで、東・西のいずれからの出入りも自由なものとする。

南地点内部の動線は北側の都市計画道路及び南側の歩の軸から指定地に入り、反対側に向けていく動線が基本となる。なかでも北側の都市計画道路からの入場を主な進入口とする。

想定される動線は、まず来場者はエントランスゾーンから展示解説ゾーンに進み、覆屋・展示施設で箱崎地区元寇防塁の歴史的価値や本市における意義について導入的に知るとともに、元寇防塁全体の本来の連続性や史跡の持つ魅力についても知見を広げることができる。そして屋外に復元された元寇防塁によってその本質的価値を実感することができる。

日常的な憩いの場である広場ゾーンにおいては、元寇防塁についての平面的な展示や元寇防塁や周辺の歴史文化、福岡市の過去～現在～未来等の解説・情報発信により、史跡地外への周遊に誘うものとなっている。また、各ゾーンにおいて、誰もが歴史事象を楽しみながら体験的に感じるにより、理解を深めることができる。

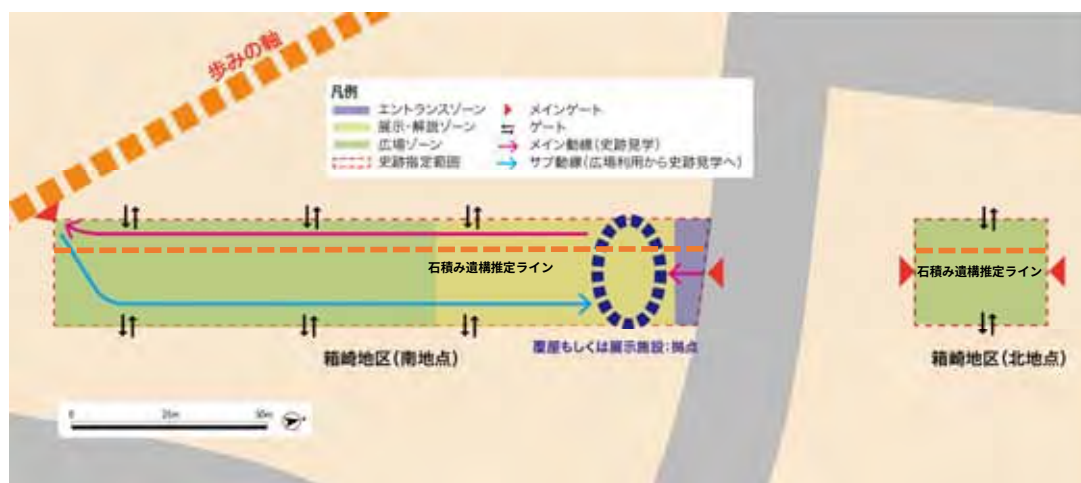


図 5 - 4 箱崎地区南地点動線図

5-4. 遺構保存に関する計画

史跡地内の造成等においては、遺構の存在が確認されている地点を正しく把握し、遺構の確実な保護を図る必要がある。

(1) 基本的な考え方

●遺構の確実な保護

遺構の確実な保護のため、原則として遺構面直上には適切な厚みを持った保護層の設置を基本とする。

また、上部に排水施設やあずまやといった施設を整備する場合は、基礎の床掘面と遺構面の間に適切な保護層を確保するものとする。

基礎の設置工事等に際する掘削時においても、基本的に保護層に達しない範囲で行うものとする。

●埋設構造物の取り扱いについて

史跡地内には遺構の保全のため、九州大学の施設に係る埋設構造物（建築物基礎・雨水管・污水管・水道管・ガス管・電気配線・マンホール・共同溝）が残置されている。いずれも史跡範囲で切断されており、周辺環境に影響を与えるものではないが、整備にあたっては、適切な取り扱いを検討する必要がある。

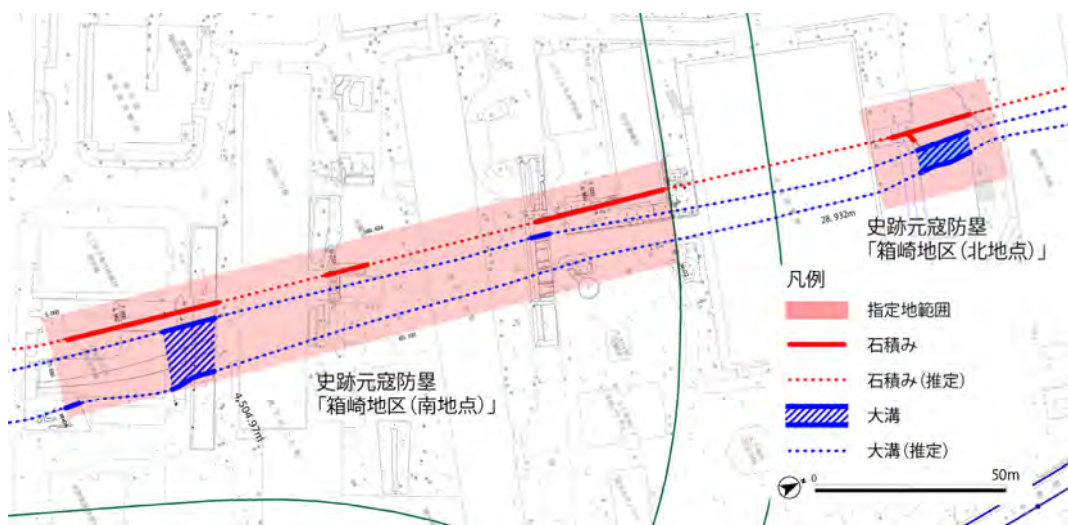


図5-5 遺構配置図



図5-6 石積み遺構 断面イメージ

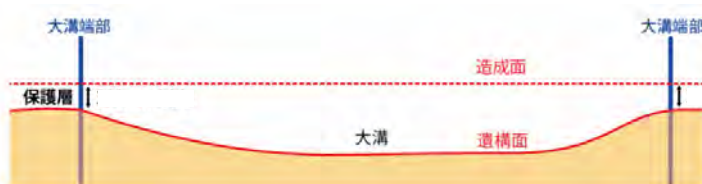


図5-7 大溝 断面イメージ

5－5．景観計画

元寇防塁の存在を明示し、史跡としての景観を保全・継承するとともに、箱崎のまちと一体となった都市空間を創出し、にぎわいや暮らしの一部としての景観形成を図る。

(1) 基本的な考え方

●元寇防塁の連続性の確保と中世の景観を想起させるデザインの導入

元寇防塁の存在を明示しつつ、元寇防塁の面的な広がりや連続性を感じさせる景観形成を図る。南地点・北地点間の視線の確保を目指し、史跡外も含め元寇防塁の想定ライン部についても可能な限り連続性を示す。

また、かつての海岸線を眼前に臨む中世の砂浜景観を想起させる工夫を施す。

●周辺の空間と一体となったまちなみとしての景観の調和

史跡地に隣接する施設の用途パターンに応じ、まちなみとしての景観の調和に配慮する。施設や公共空間、道路等が隣接する場合は、隣接地と史跡地を連続させるなど、まちに開かれた史跡としての整備を行う。

●都市の交流・憩い空間としての景観の創出

「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」の考え方に則り、まち全体としての景観の調和に配慮する。

5-6. 緑地計画

本史跡においては、史跡地としての保全と、都市空間としての2つの視点を踏まえ、緑化のあり方を考える必要がある。そこで遺構の保護を前提として、歴史的価値を伝えるうえで支障にならない範囲で、まちなかの公園・オープンスペースとしての憩いの場として整備を行う。

(1) 基本的な考え方

●遺構の保護

史跡地内に新たに樹木を植える場合、遺構に影響の無い位置の選定や、防根シートや覆土などによる保護を行うなど、根茎が遺構に影響を与えないよう配慮する。また、植栽を整備する場合には、長期にわたり確実に遺構を保存していくために、維持管理の観点から、検討を行う必要がある。

●既存樹の措置

現地保存されているマツ（2本）については、近接する元寇防塁の遺構への影響や樹勢等を踏まえ、適切な措置について、検討を行う。

また、歴史的に史跡景観との関連性が薄いトウカエデ（2本）についても、移植等を含めた措置を検討するものとする。

●景観演出のための手法

歴史的な中世の砂浜の景観を演出するために、舗装とあわせて樹木、草花を活用した手法の検討を行う。

表5-3 既存樹一覧

樹種名	ラベル番号	樹高・幹周・枝張(m)
マツ	2670	5.0m・1.16m・9.0m
マツ	2671	8.0m・1.21m・5.5m
トウカエデ	2674	7.0m・0.72m・5.0m
トウカエデ	2675	7.0m・0.60m・3.0m



図5-8 既存樹現況図

(2) 整備内容の例示

以下に、用途ごとの植栽の手法例を示す。

1) 樹木の活用

九州大学箱崎キャンパス跡地内の緑のネットワークや周辺環境との調和を図り、都市計画道路沿いや、「歩の軸」と連続した植栽配置などが考えられる。



図5-9 樹木構成イメージ

2) 多目的広場の芝生

都市の憩いの場としての空間を演出し、暑さをやわらげたり環境を整える効果が期待できる。



図5-10 芝生広場のイメージ

3) 草花の活用

中世の歴史について学びながら風景を育んでいくという視点から、フラワーポットの設置や花壇づくりといった市民活動の中で、中世の時代に植生していた草花をテーマとした風景づくりを推進し、「一人一花運動」との連携を図る。



図5-11 花壇づくりイメージ

5－7．遺構表示に関する計画

訪れる誰もが史跡の歴史的価値を容易に理解できる、インクルーシブな考えにもとづいた遺構表現手法を用いる。

なお、本史跡における遺構表示についての基本的考え方は以下のとおりとする。

(1) 基本的な考え方

●体感できる遺構表示

これまで復元公開してきた元寇防塁は実際に触ることができないため、箱崎地区では、誰もが元寇防塁を身近に感じるとともに、その特徴や歴史的価値を知り、「見る」「聞く」「触る」など五感で感じることができるよう、体験的で楽しむことができる手法を導入する。

●多様な手法を用いた遺構表示

遺構の実際の大きさ・構造や海岸に面した当時の臨場感など、来訪者にわかりやすく伝える必要があり、長大な防塁の規模や連続性を実感するため、復元展示と平面展示の組み合わせや、デジタル技術の活用、発掘調査で出土した防塁の石材の活用、3D技術の活用など多様な手法を検討する。

(2) 整備内容の例示

1) 露出展示

遺構の保存環境に留意し、来訪者が遺構を傷つけたりすることのないよう、対策を講じる必要がある。



図 5-12 長崎原爆遺構
(長崎市公式観光 HP より)



図 5-13 小倉の大門木町線
(小倉城 公式 HP より)



図 5-14 鴻臚館展示館 (鴻臚館跡)

2) 復元展示

3D 技術を用いて復元することで、限りなく本物に近い形を再現でき、来訪者が近づいたり触ったりして楽しむことが可能となる。



図 5-15 元寇防塁 (生の松原地区)



図 5-16 模型展示 (鶴丸城)



図 5-17 GRC パネル
史跡宇治川太閤堤跡 (お茶と宇治のまち歴史公園 HP より)

3) 平面表示

遺構の位置を知ることができ、連続性を体感することができる。設置する場合は、サインや情報提供との組み合わせ等で説明を補完する必要がある。



図 5-18 舗装表示 (吉武高木遺跡)



図 5-19 平面表示



図 5-20 デジタルコンテンツとの組み合わせ

5－8．施設計画

インクルーシブという考え方にに基づき、訪れる誰もが利便性を享受し、快適に滞在するための施設整備を行う。

施設計画の検討にあたっては、以下の通りサイン等の案内・解説施設、ベンチ・給水等の管理施設、覆屋・展示施設に分けて、基本的考え方等を整理する。

(1) 案内・解説施設（サイン）

1) 基本的な考え方

●わかりやすい情報提供

博多湾に面した延長 20km にわたる長大な元寇防塁の歴史的価値と魅力を効果的に伝達しながら、多様な来訪者に対して分かりやすく、快適に史跡を見学するための情報提供を行う。また、当時の全容を復元したイメージイラスト等の情報を適宜提供し、来訪者の理解を深めることを目指す。

なお、サインの設置にあたっては「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」も満たすものとする

●インクルーシブな考えに基づく情報提供

従来の構造物を設置するサインの形式にとらわれず、「見るサイン」「聞くサイン」「触るサイン」「デジタルで得られるサイン」など、さまざまな情報提供の手法を導入する。また、総合案内サインや解説サインは、訪日外国人対応としての多言語化の提供も検討し、Wi-Fi 環境を整えながら QR コード等を導入する。

●眺望や見学環境、史跡地の活用に留意した配置

配置については、遺構周辺等において眺望や見学及び史跡地の活用の妨げにならない位置とする。構造物の乱立を防ぐため、他の構造物と機能を一体化させるなどの工夫を行い、必要最小限の基数とすること。

●シンプルで統一感のあるデザイン

サインの躯体デザインは、史跡地の景観に調和し、統一的かつシンプルなものを基本とする。九州大学箱崎キャンパス跡地全体のサイン計画との調整を図り、効果的な案内や誘導を促すデザインとする。

2) 整備内容の例示

サインの種類を以下の通りに設定する。また、サインは、来訪者の行動パターンに応じて配置を行う。

①名称サイン

元寇防塁の各地点の名称や遺構の位置や名称を示す場合に用いる。史跡の眺望や景観に配慮したうえで、エントランスには、視認しやすいものを設置。

また、遺構や展示物については、位置が分かるように名称を示す。



図 5-21 名称サインイメージ

②総合案内サイン

地図等を用いて元寇防塁周辺の配置や位置関係など状況を示す。各地点のエントランスや、覆屋・展示施設の入口部など、来訪者の行動の起点となる場所に設置する。



図 5-22 総合案内サインイメージ

③誘導サイン

来訪者を目的の箇所までわかりやすく誘導する目的で、出入口部や動線の分岐点などに設置する。南地点と北地点、地藏松原地区間の回遊を促すような機能が求められる。



図 5-23 誘導サインイメージ

④解説サイン

史跡の価値や特性等を解説する目的で、史跡の価値を来訪者に伝えるために解説が求められる遺構の周辺などに設置する。



図 5-24 解説サインイメージ

(2) 管理施設

1) 基本的な考え方

●誰もが安全で快適に利用できるデザイン

遺構の保護を前提とした配置を原則とし、来訪者が安心安全で快適に利用することを可能とするために必要な施設を整備するものとする。また、誰もが利用しやすいインクルーシブなデザインを選定する。

●必要最小限の整備

以下に示す各施設は他の施設で機能を担保することが可能であれば機能を集約させることにより、構造物の乱立を防ぎ、必要最小限の設置にとどめる。

●境界柵について

周辺街区との一体性やにぎわいの創出を目的とし、基本的には史跡地外周等には境界柵は設置しないものとする。

2) 整備内容の例示

①車止め

道路沿いのエントランスなど、車道や駐車場と連続する箇所については、車両の侵入防止のための車止めの配置を考慮する。設置する場合は、イベント時や維持管理時に車両の乗り入れが必要となるため、設置する場合は、着脱式のものとする。



図 5-25 車止めイメージ

②照明

史跡地内は、日常の歩行動線や都市の公園としても活用されることが想定される。夜間でも安全に歩ける照度を確保しつつ、防塁のライトアップや、間接照明などによる夜間景観を演出する。なお、周辺に住宅地が立地する場合は、光害発生への対応を含めて検討する必要がある。



図 5-26 照明イメージ

③給水施設

公園施設として、手洗いや水飲み場等の給水施設を設置する。この場合、覆屋・展示施設や他の施設に機能を付随させるなど、構造物の乱立を防ぐことが望ましい。

また、多目的利用を目指す広場においては、イベント時に利用できる給水栓を別途設け、多様な活用に対応する。なお、植栽（芝生含む）を導入する場合は、管理用の給水栓を配置する必要がある。



図 5 - 27 水飲み場イメージ

④休憩施設（ベンチ等）

ベンチについては、見学スポットや休憩に適した位置に適宜配置する。日陰の下にベンチを配置するなど、滞在したくなるような空間づくりに配慮する。



図 5 - 28 ベンチイメージ

(3) 覆屋・展示施設

発掘調査で確認した石積み遺構と大溝、さらには当時の立地環境等、史跡を構成する本質的価値を確実に保存し、効果的に伝達するため、解説・便益機能を併用した覆屋の整備を行う。

1) 基本的な考え方

●地下遺構の保存

地下遺構の保護を前提とした構造・配置とする。

●展示手法

施設内での遺構等の展示については、露出展示、模型展示、復元展示等の手法について、史跡の価値を伝達するために最も効果的な手法を検討する。

●誰もが安全で快適に利用できる機能の担保

あらゆる来訪者の満足感を満たしながら安全性や快適性を高め、史跡地を見学し滞在するうえで必要不可欠な機能の充実を図る。

●史跡及び周囲の景観に配慮したデザイン

史跡の構成要素と関連する建物と間違われることのないよう、現代的なデザインかつ、可能な限り、史跡の景観を圧迫・阻害しないシンプルなデザインとする。また、周辺との一体性の確保を目指し、周辺景観に溶け込むデザインの検討を行う。

●機能の集約

史跡内での建築物の乱立を防ぐため、機能は可能な限り集約し、箱崎地区南地点に管理運営や公開活用、便益等の機能を併設した、覆屋・展示施設を設置する。

2) 整備内容の例示

①展示手法

覆屋・展示施設における遺構の展示手法には、露出展示、模型展示、復元展示等が考えられる。今後、諸条件を勘案し、遺構の実際の大きさ・構造や海岸に面した当時の臨場感など、来訪者にわかりやすく伝えるために最も効果的な手法について検討する。

露出展示

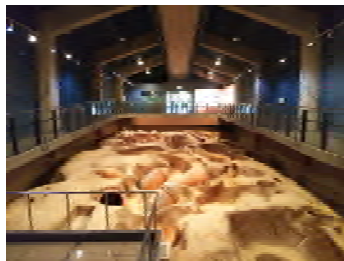


図5-29 金隈遺跡（福岡市）

模型展示

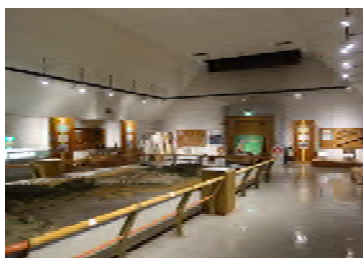


図5-30 板付遺跡（福岡市）

復元展示



図5-31 新町遺跡（糸島市）



図5-32 施設外観イメージ

②公開活用

i) 事務・管理機能

史跡の公開活用にあたり、来訪者のための窓口を設置し、管理者の事務スペースを確保する。また、ガイドボランティア等の集合や待ち合わせのスペースを確保する。

ii) 学習機能

令和3年度版の『福岡市教育データブック』によると、令和2年に市内には144の市立小学校(83,008人)、69の市立中学校(37,745人)がある。小中学校との連携を強化し、小中学生がこの場で元寇防塁の歴史的価値とそれをはぐくんだ都市福岡の魅力を学びながら、地域への誇り～シビックプライド～の醸成に資する場とすることを目指す。

そのためには1クラス35人程度が学習するための屋内スペースは必要であり、学習手法としてはより体験的なワークショップ形式の導入等も考えられる。

iii) 解説機能

元寇防塁や箱崎地区の歴史文化、都市福岡発展の歴史など、様々な観点で本史跡の本質的価値の理解の一助となる解説を行う。

解説情報の提供手法については、パネル設置による解説からデジタルコンテンツまで幅広く想定できるが、デジタルデバイスの活用を視野に入れ、来訪者の個人端末を介した情報提供についても、積極的な導入検討を行う。

また、施設の屋上を、史跡地全体を俯瞰できる場所として整備することで、史跡の全体像把握から、さらなる理解へと繋げていく効果も期待される。

iv) 情報発信機能

来訪者の拠点として、史跡情報に加え、市内に点在する元寇防塁や箱崎エリアにおけるまちあるきプログラム等の総合情報を提供する。

また、より多くのユーザーに対して情報入手を可能とするために、Wi-fiスポットや充電スペースの設置、情報アクセスのための端末機器等の貸し出しについても検討する。

③便益機能

i) トイレ機能

インクルーシブなデザインに配慮し、誰もが使いやすく、清潔で快適なトイレを整備する。



図5-33 トイレイメージ

ii) 休憩機能（あずまや等）

屋内もしくは屋根の下で休憩できる空間を確保する必要がある。あずまや等を整備するにあたっては、覆屋・展示施設の建物と一体的な整備も検討し、構造物の乱立防止に配慮する。



図5-34 休憩スペースイメージ

iii) 多様なニーズを受け止める機能

車椅子の貸出、授乳スペースなど、あらゆる来訪者に同等の見学機会を提供するため、多様な属性の人が不自由なく見学できる施設を整備する。



図5-35 多様なニーズへの対応

iv) 倉庫

史跡の管理運営に必要な備品等を保管するスペースとして、倉庫機能を設ける。

5－9．解説手法に関する計画

インクルーシブという考え方にに基づき、様々な人が史跡の本質的価値にアプローチするための、先端技術の導入、体験型プログラムとの融合といった多様で効果的なコンテンツの提供を目指す。

(1) 基本的な考え方

●伝達するストーリー

本来海岸に面した立地である長大な元寇防塁の本来の姿や歴史的価値を伝えるとともに、それをはぐくんだ都市福岡の発展のストーリーを伝達する。

●インクルーシブという考え方にもとづいた展示手法の導入

サインや復元展示などの従来のアナログ的な展示手法に加え、ARなどの先端技術を組み合わせた解説など、多様な手法を採用し、子どもや外国人、障がいをもった人など、あらゆる人が元寇防塁の価値を身近に実感できる手法を導入する。

●体感してもらう

「見る」・「聞く」・「触る」など、五感で体感しながら元寇防塁について学ぶことができる解説を行う。また、多様な手法を組み合わせることにより、楽しみながら「学ぶ」・「考える」ことの効果を高める。

●興味のきっかけをつくる

防塁をテーマとしたオブジェクトに触り、楽しむなど、史跡見学を目的としていない来訪者にとっても、興味をもってもらいきっかけをつくるコンテンツを提供する。

●持続的な展示解説への工夫

展示・解説においてはストーリーを効果的に伝えるための演出に工夫を凝らすとともに、容易に更新を行うことができるなど、展示・解説の陳腐化を防ぐための手法を導入する。

(2) 整備内容の例示



図 5-36 ハンズオン



図 5-37 ワークショップによる体験



図 5-38 デジタルサイネージ



図 5-39 VR (仮想現実)
※映像の世界 (仮想現実) に実際に入り込んだかのような体験ができる



図 5-40 MR (複合現実)
※位置情報などを細かく算出し目の前の空間にさまざまな情報を3Dで表示させる



図 5-41 AR (拡張現実)
※現実の世界に仮想の世界を重ねて「拡張」する技術



図 5-42 サウンドAR
※現実の空間に仮想の音を重ね合わせる



図 5-43 高詳細映像シアター
※音と高詳細映像による没入感の高い展示



図 5-44 プロジェクションマッピング

5-10. 活用計画

本史跡の公開・活用においては、新しいまちに住みはじめる様々なライフスタイルを有した市民や、来訪者ニーズの多様化、そして先端技術と融合したまちづくりの方向性といった多岐にわたる条件を勘案し、利用者満足度を高めながら、史跡の価値理解へと繋げていく取り組みを実施していくことが必要である。

そのため、個別の公開・活用プログラムが寄与し得る目標像を明確に定め、持続性を持った史跡マネジメントの観点で考えていくことが必要である。

以下に、公開・活用の体系と目標のイメージとの関係を示す。

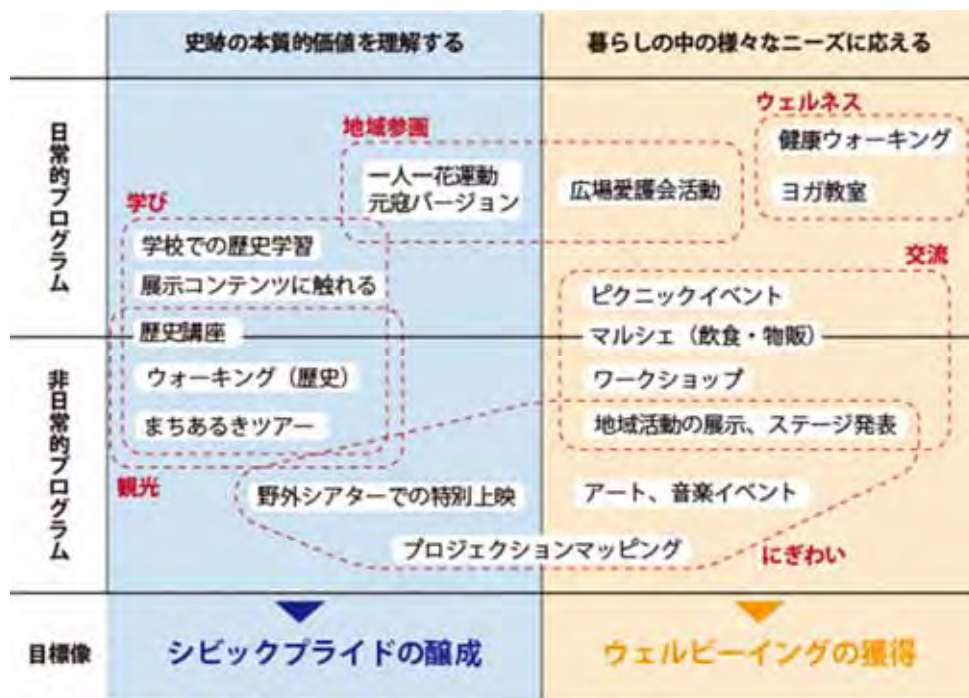


図5-45 公開・活用の体系と目標のイメージ

（1）学校教育との連携

次代の福岡市を支える人材である子どもたちに、本史跡の価値を伝えていくことは、持続可能な史跡の保存活用において、欠くことのできない重要な取り組みである。そのために、市内の小中学校と連携を強化し、出前授業の充実や遠足、社会科見学といった歴史学習のフィールドとして活用し、学びの場を提供する。また、元寇を題材として、その歴史をはぐくんだ都市福岡の魅力を知り愛着を醸成するだけでなく、平和への希求などより幅広い視野にたった思いを巡らせる場にする。

特に、地域の小中学校とは、花壇づくりや史跡を活用したイベントなど、より主体的に史跡の保存活用に関わる教育プログラムを実践することにより、身近な存在として史跡と関わりながら、将来的な史跡の保存活用の担い手育成にもつなげていく。

(2) 参加型プログラムの充実

1) イベント化による維持管理への市民参画の促進

集客のイベントや市民参画のプログラムの中で、史跡地の保存活用に資する取り組みを組み合わせることで、地域や市民の元寇防塁への愛着を育むとともに、史跡地の保存活用や維持管理につなげる。

【取り組み例】

- ・「クリーンアップピクニック」清掃活動と、史跡地内でのピクニックをセットで実施し、史跡の保存活用への主体的な関わりを育むとともに、元寇防塁をきっかけとした地域の交流を促進する。
- ・地域活動の展示（インスタレーション）や、ステージイベント等の発表の場として史跡地の広場を開放し、さらに、清掃活動をセットで行ってもらうことで、史跡地の維持管理につなげる。

2) 中世の景観を想起させ、語り継ぐプログラム

新住民による新たなコミュニティが形成されるまちとなることから、元寇防塁の歴史を学ぶ機会を提供し、土地の履歴を学びながらも、この場所らしいまちの風景を創出していく取り組みを推進することで、元寇防塁や地域への愛着を育んでいく。

【取り組み例】

- ・「一人一花運動 元寇バージョン」中世の草本類を、花壇やプランターで育てることで、景観づくりに参画するプログラムを推進する。また、中世の草本類について調べたり、サインプレートを作成したり、活動を発信することで、歴史を学びながら発信していくことで、より多くの市民を巻き込んでいく。
- ・復元された防塁越しに元の船団が迫る様子をプリントした簡易アナログARを地域住民へ配布することで、元寇防塁に対する学びを深め、元寇防塁に訪れるコミュニケーションツールとして活用する。

(3) まちづくりへの展開

1) 九州大学博物館との連携

九州大学箱崎キャンパス跡地内における連携において重要となるのが、近代建築物活用ゾーンに設置される九大博物館の展示と連携した公開・活用手法である。本史跡で導入を検討するデジタルコンテンツの端末等については、博物館側の展示内容との連携も考えられる。例えば、機器の貸出は博物館で行い、そのコースとして、本史跡地を拠点とした元寇防塁コースを設定するなど、「近代建築物活用ゾーン」と元寇防塁エリアを一体的に捉え、文化財や歴史を軸とした九州大学箱崎キャンパス跡地内での回遊を促す仕組みづくりの検討を行う。

2) 先端技術との連携

活用段階において、より多くの主体と連携して進めていくために、箱崎キャンパス跡地のまちづくりで実装される先端技術との連携は必要不可欠である。例えばモビリティの中継基地として本史跡を活用することで、これまで史跡に興味を持っていなかった層を、必然的に史跡地内に呼び込むことも期待できる。

また、史跡の持つある種の専門性が、一般の来訪者にとっては、そこを訪れる際のハードルとなることも考えられるが、公園的シェアリングの考え方に基づく多様な使い方を提示することで、個別ニーズに基づく利用を史跡の価値理解へと繋げていくプロセスをデザインすることも可能となる。

特に、若い世代に対して、多様性と利便性を基盤とした新しい史跡へのアクセシビリティを確保することが重要であり、箱崎キャンパス跡地のまちづくりで提供される様々なサービスを、「まずは史跡に訪れてもらう」という課題解決のために最大限利用していくことを目指し、下記の視点で検討する。

①移動（モビリティ）

箱崎キャンパス跡地のまちづくりで導入を検討している移動手段（パーソナルモビリティ）との連携を図り、エリア内移動を実現していく中で、本史跡についてもステーションや補給基地としての拠点機能を付加する。

②共有（シェアリング）

今日的な地域課題の解決やあらゆる分野における「シェアリング」の考え方にに基づき、史跡地を史跡地としてのみの活用にとどめるのではなく、多様な観点からの有効活用が求められる。

本史跡においても史跡の本質的価値の周知を目指す手法として「公共空間のシェア」を図り、史跡地を活用したイベント、オープンカフェテラス等の活用も図る。



図 5-46 スマホ端末でのシェアリング

③エネルギー

脱炭素社会に向けた取り組みとして、史跡地内における電源供給等についても、水素エネルギーや太陽光パネル等の積極的な活用を図る。



図 5-47 再生可能エネルギーの導入

④展示システム

最先端のデジタル技術を用いた展示コンテンツを提供する。IoT 端末の汎用性、個人のモバイルでアクセスできる仕組みと、5G 通信システムを活用した大容量コンテンツの提供を図る。

(4) 関連文化財等と連携した活用

ここで示す連携は、ゾーニングや動線計画において設定した本市における元寇防塁との連携と箱崎エリア内の連携を想定する。

また、箱崎エリア周辺においては、3 地点の元寇防塁に加え、九大博物館、筥崎宮及び箱崎のまちなみ等の歴史資産が集積しており、回遊性を高めながらエリアとしての魅力向上を図ることが可能である。

1) 他地区の元寇防塁との連携（市内に点在する元寇防塁をたどる広域連携）

箱崎地区においては、福岡市内全体の元寇防塁の見学におけるポータルサイトとして、情報発信を行う。

【取組み例】

- ・メニューの提供と利用者が自分で組み合わせて作ることのできるオーダーメイドタイプの元寇防塁見学プログラムの提供（公開活用施設内での情報提供）
- ・統合されたペーパーメディアの刊行。元寇防塁の総合的な価値が書かれ、より理解を深めていくためのツールとして、市内の拠点施設や Web を介して情報を発信する。
- ・歴史ガイドの育成と運営主体についても合わせて検討を行う。
- ・市内の元寇防塁を巡るデジタルスタンプラリーやまちあるきアプリの開発など、ユーザーサイドが楽しみながら自分で回遊できるような仕掛けも有効である。

2) 筥崎宮をはじめとした周辺文化財との連携

(元寇防塁～九州大学博物館～箱崎のまちなみ～筥崎宮等を結び、周辺の歴史資産を巡る地域連携)

本史跡地の情報発信、元寇防塁全体の情報発信のみならず、箱崎地区の歴史といった、まち全体の価値や魅力を発信するポータルとしての機能も期待される。

【取り組み例】

- ・筥崎宮や唐津街道へと展開するプログラムについては、箱崎地区の既存団体との連携を図り、新たな回遊コンテンツやガイドツアーづくりを行う。
- ・モバイルによる、防塁本来の規模や元寇にまつわる物語や箱崎の過去～現在～未来をつなぐ歴史文化のストーリーの提供



図5-48 周辺文化財との連携イメージ

(5) 歴史×文化・芸術・健康など 様々な分野との連携・融合

史跡地における集客・にぎわいの創出を図るため、史跡地という歴史性の高い場所で、アート、カルチャー、音楽、健康などの様々な分野と史跡が、連携・融合した取り組みを推進し、日常での活用から非日常的イベントまで、暮らしの様々なニーズに応える。

【取り組み例】

- ・メディア等との連携を図り、既存番組における場の一つとして活用
- ・アートや音楽と融合したライトアップやプロジェクションマッピング
- ・史跡地を舞台とした体感ゲームイベント
- ・広場を活用した定期的なマルシェや、キッチンカーなどの移動販売
- ・野外シアターでの映画上映
- ・芝生を活用した定期的なヨガ教室

5－11. 管理・運営計画

(1) 事業スキーム

史跡における施設の設計・整備・運営にあたっての事業手法としては公設公営、公設民営、民設民営の3つが代表的である。事業手法はこの他にも複数の手法があるが、施設の特性に応じた適切な手法を検討する。

(2) 運営・体制と役割分担

本史跡の管理運営にあたっては、「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」に位置付けられるまちづくりマネジメントとも調整を図りながら実施していくものとする。

特に、本史跡については、文化財としての価値を利用者に伝達していくための持続的な管理・運営が必要である。そこでグランドデザインのまちづくりマネジメントに、「(仮) 歴史・文化を活かしたまちづくり活動」のような形で、史跡の管理・運営活動をエリアマネジメント組織の中に位置づけ、歴史文化への広がりを加えたうえで、他の活動組織との横断的な連携を行いながら推進可能となる体制構築も視野に検討していくものとする。

また、『福岡市歴史文化基本構想』にも示している通り、行政だけでなく市民・地域・NPO・学校・企業等多様な主体と連携・協力して史跡の保存活用を推進していくことが重要である。そのような民間の活力、アイデア、実行力、機動性を活用することで、史跡の持続可能な保存活用に寄与するものと考えられる。

第6章 その他の地区の整備について

6-1. 今津地区

(1) 今津地区の整備概要と二期整備の目的

元寇防塁の西端部にあたり、その大半が保安林指定を受けた松林の中に位置しており、樹木の保護のため伐採等に厳しい制限がかけられているところである。

今津地区では昭和46・47（1971・1972）年度の整備事業において、延長170mにわたって高さ1～1.5mほどの防塁の露出展示及び、その東側100mについては防塁上面の展示を行っている。同時に1か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化をはかるとともに、指定地内に石製標柱3基、説明板3基のほか注意喚起の看板を設置している。また、史跡地南東側の四阿において、元寇防塁についての説明および映像展示を行い、周知や理解促進に努めている。

今津地区においては展示公開箇所を中心とした整備地点では経年により展示の経年変化が進むとともに、松の生育により石積み遺構等史跡の本質的価値を構成する遺構に影響を及ぼしかねない状況が生じ、価値の伝達が不十分となっている。そこで、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進を目指し、二期整備を行うもの。

(2) 整備地点の現状と課題

1) 露出展示

露出展示は長さ170m、幅8mの範囲を擁壁で土留めしたうえで、高さ1～1.5mの石積み遺構を露出させている。石積みの目地はモルタルで補強し、擁壁の上面には侵入防止のための、高さ1.5mの囲い柵を設置している。

露出展示は元寇防塁の構造やその役割や歴史的意義を理解するためにも、有効な展示手法であるが、一部に石材のゆるみや崩落、目地の劣化及び植生の侵入等が認められ、保護に影響を与えている。

また、露出展示保護のためのフェンスは、全体的に経年による錆や破損など劣化が認められる。またフェンスの高さが1.5mあり、石積み遺構をフェンス越しにしか見ることができないという公開上の問題があり、かつ菱形金網仕様のため、松葉が引っ掛かりやすく見学に支障をきたしていることに加え、史跡景観との調和も課題となっている。

露出展示地点の外周を保護する擁壁は、経年による劣化が進み、一部が破損・崩落している。展示地点内部への土砂の流入が認められる。

2) 上面展示

露出展示に隣接する上面展示箇所では、長さ100mにわたって石積み遺構の上面を露出展示しており、露出展示とあわせて、防塁の延長を体感できる展示となっている。ここでは周辺を擬木柵で囲い保全を図っている。

石積み遺構は周辺の松から落下した枝・葉により埋没しやすい状況となっている。また、展示範囲内での松の生育により、遺構の保全にも影響を与えかねない。擬木柵には劣化が認められる。

3) 樹木 (松)

公開地点は防風目的の保安林内に位置しており、史跡と松林の共存が大きな課題となっている。展示内部及び周辺園路だけでなく砂丘内に埋没している防塁上面においても、松が生育している状況があり、遺構の保存及び史跡内の環境維持に影響を及ぼしている。

4) その他

史跡の歴史的価値を伝えるための説明板やサイン等による情報発信機能や遺構の存在を明示するためのコンクリート柵についても、経年による劣化が進行している。

(3) 二期整備の方針

1) 露出展示

- 露出展示は継続して実施するものとし、石積み遺構については、ゆるみ・崩落が生じている部分を解体修理するとともに、劣化したモルタルの撤去と打ち直し等保存・公開に適切な処置を施す。
- 遺構保護のため擁壁は劣化・破損部分の修理を行う。
- 既存フェンスは撤去し、新たに展示の保全と見学に適したフェンスを設置する。
- その他展示遺構の保全や見学に資するための必要な措置を施す。

2) 上面展示

- 上面展示も継続して実施し、現在の囲い柵は撤去のうえ、新たに展示の保全と見学に適した施設を設置する。
- 露出部分の保全や見学に資するための必要な処置を施す。

3) 樹木 (松)

- 保存管理計画に従い露出展示・上面展示の遺構の保存に影響を与えている樹木については適切に整理する。
- 展示を中心とした主な見学範囲において、遺構の保全・見学の支障になる樹木は関係機関等と協議のうえ、適切に整理する。

4) その他

- 老朽化した説明板等は撤去のうえ新たな施設を設置する。
- 老朽化した囲い柵は撤去し、保全や見学に資するための適切な処置を施す。
- その他元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進等のための継続的で適切な整備を行う。

(4) 整備の計画

1) 計画期間

令和5年～9年の5か年

2) 計画概要

- 露出展示の石積みの修理（解体・積み直し） 5箇所
- 擁壁の修理 1箇所
- フェンスの解体修理 フェンスは耐久性の高い材質に変え、高さ1.2m程度の見学しやすい構造とする。
- 遺跡の理解に資する解説板等を設置する。
- 囲い柵の改修 擬木柵は解体撤去し、新たに展示の保全と見学に適したものとする。
- 樹木整理 展示遺構の保全に係る樹木10本、見学用園路等周辺環境整備に係る樹木100本について適切な整理を行う。
- その他本質的価値の保護及びさらなる理解促進等のために必要な整備を行う。



露出展示現況1



露出展示現況2



植生の侵入



フェンス現況



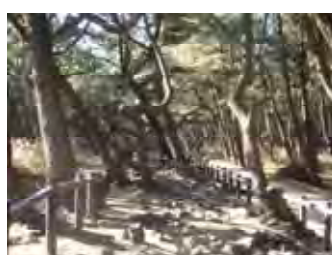
擁壁毀損部分現況



石材ゆるみ・落石



上面展示現況



展示遺構と樹木



石積み遺構上の樹木

図6-1 今津地区現況

6-2. 生の松原地区

(1) 生の松原地区の整備概要と二期整備の目的

生の松原地区の指定地は幅 27m、延長約 1.6km に及び、現在はその大半が九州大学早良保全緑地のなかに位置している。昭和 49・50（1974・1975）年度の整備により、東端部付近で整備の上露出展示を行い、そのほか 3 か所で擬木柵の設置による防塁の顕在化を図っていた。このうち東側の露出展示箇所（延長 100m）では平成 11（1999）年度に延長 50m については高さ 2.5m に復元整備している。また、これにあわせ陶板による説明板を 2 基設置している。ここでは、眼前に博多湾を一望できる反面、潮風によるフェンスの劣化が著しい。また、樹木の影響も少なからず受けている。

そこで、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進を目指し、二期整備を行うもの。

(2) 整備地点の現状と課題

1) 復元展示

指定地東端部のうち長さ 100m、幅 15m をフェンスで囲い、石積み遺構を展示している。展示は長さ 50m については復元展示、残りの 50m については現状で露出展示を行っている。生の松原地区では復元によって元寇という海と大きくかかわる歴史的事象を体感することが可能となっており、非常に有効な展示手法となっている。ここでの石積み遺構の保存状況は比較的良好であり、大きな毀損は認められないが、展示個所内に、生育した樹木（松）があり、遺構の保護に影響を与える可能性がある。

既存フェンスは平成 11 年の整備時に設置したものであるが、潮風の影響を受け、大半が根本から腐食しており、史跡の保護・見学者の安全確保等に支障をきたしている。また、見学者よりもう少し石積み遺構に近づきたいとの要望の声も多い。

また、展示前面には陶板による解説サインを設置しているが、現状の保存状態は比較的良好である。

2) 樹木（松）

史跡地は保安林内に位置しており、史跡と松林の共存が大きな課題となっている。現状においても、展示内部及び周辺園路だけでなく砂丘内に埋没している防塁上面においても、松が生育している状況があり、遺構の保存及び史跡内の環境維持へ影響を与える可能性がある。

3) その他

遺構の存在を明示するためのコンクリート柵が、経年により劣化が進行している。

(3) 二期整備の方針

1) 復元整備

- 復元展示については現状を維持し、今後経過を慎重に観察する。
- 既存フェンスは撤去し、新たに展示の保全と見学に適したフェンスを設置する。
- その他展示遺構の保全や見学に資するための必要な措置を施す。

2) 樹木(松)

- 復元展示の遺構の保存及び展示等に影響を与えている樹木は適切に整理する。

3) その他

- 老朽化した説明板等の施設は撤去のうえ新たな施設を設置する。
- その他元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進等のための継続的で適切な整備を行う。

(4) 整備の計画

1) 計画期間

令和4年～6年の3か年

2) 計画概要

- フェンスの解体修理 フェンスは耐久性の高い材質に変え、見学者が展示に近づける配置とする。
- 樹木整理 展示遺構等の保全に係る樹木20本、見学用園路等周辺環境整備に係る樹木50本について適切な整備を行う。
- 囲い柵の改修 コンクリート製の擬木柵は解体撤去し、新たに展示の保全と見学に適したものとする。
- その他本質的価値の保護及びさらなる理解促進等のために必要な整備を行う。



露出展示現況



露出展示内樹木



フェンス腐食



擬木柵現況



擬木柵劣化状況



説明板劣化状況

図6-2 生の松原地区現況

6-3. 地藏松原地区（東地点）

元寇防塁指定地の東端にあたる。地藏松原地区（東地点）は、昭和 53（1978）年に張芝を行い、現在は地藏松原公園の一部として公開し、指定地には説明板 1 基・石製標柱 1 基を設置している。

本計画において箱崎地区元寇防塁の整備・公開を進めるにあたり、対象地に隣接する地藏松原地区（東地点）においても、4-2（3）で示した箱崎地区における理念及び基本方針に準じ、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進、将来的な整備・公開を目指すものとする。

また、整備にあたっては、地藏松原地区（西地点）同様、5-2 のゾーン区分における「広場ゾーン」としての整備を行うものとし、中長期的な整備実施を目指して今後具体的な内容についても検討課題としたい。



図 6-3 地藏松原地区
（東地点）現況

6-4. その他の地区

今津地区・生の松原地区・地藏松原地区以外の地区についても、第 3 章等で示したように、整備後の経年により、今宿横浜地区・今宿青木地区・姪浜向浜地区・姪浜脇地区・百道地区・西新地区・地行地区等におけるコンクリート柵等施設の老朽化等や樹木の生育等、遺構の保存及び史跡内の環境維持、安全確保等について今後影響を与える可能性がある。

これら他地区についても、今後注意深く状況を観察しながら、史跡元寇防塁の本質的価値の保護及び歴史的価値のさらなる理解促進、見学者等の安全確保などを目的として、必要に応じて適切な整備を行うもの。



今宿青木地区



姪浜脇地区 1



姪浜脇地区 2



百道地区



西新地区

図 6-4 その他の地区現況

第7章 事業計画

7-1. 年次計画

本計画においては、概ね短期（計画策定後 5 年）、中期（短期終了後 5 年）、長期（中期終了以降）の三期に分けて、地区ごとの事業スケジュール案を以下に示す。なお、事業推進にあたっては、それぞれの地区において、諸条件を勘案しながら、今後具体化を図るものとする。

	短期（５年）	中期（５年）	長期
箱崎地区			■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
今津地区		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
生の松原地区			
地蔵松原地区	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
その他の地区	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

表 7-1 年次計画案

7-2. 整備イメージ



図 7-1 覆屋内展示イメージ

※元寇船 CG 画像は松浦市教育委員会提供

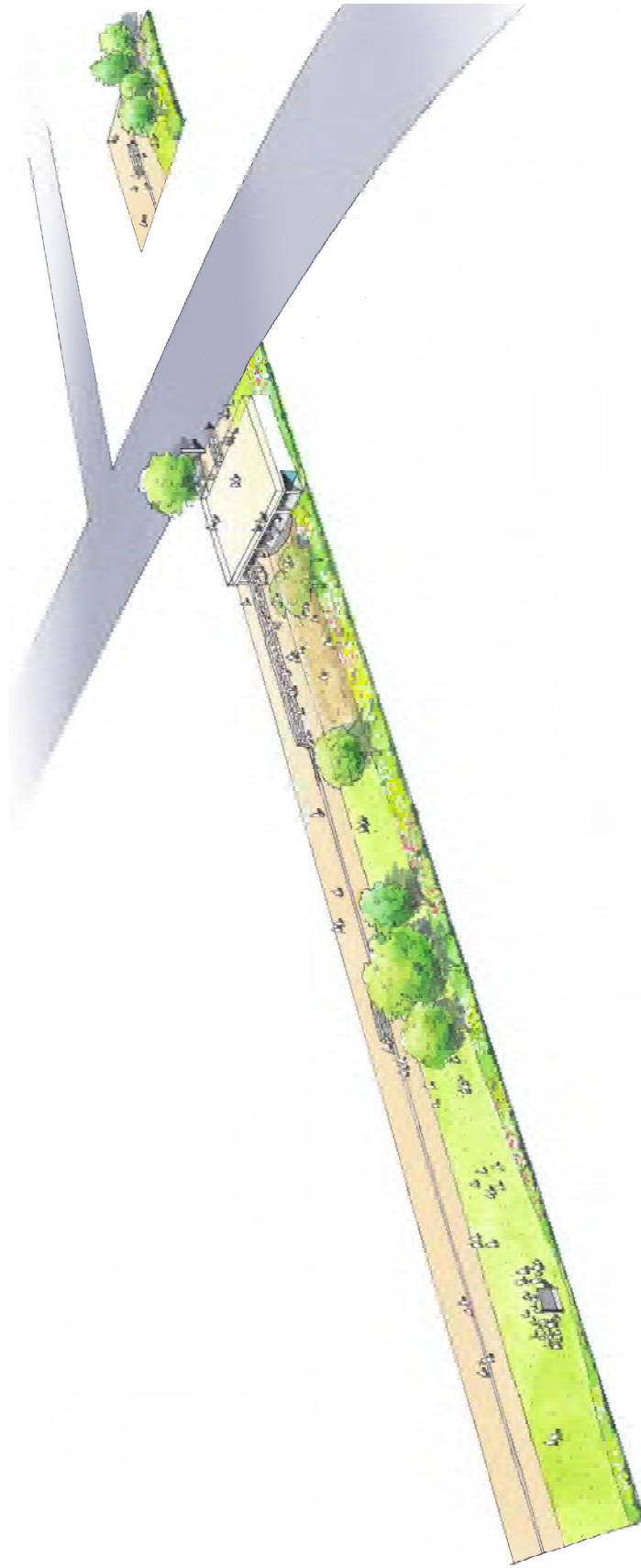


図 7-2 東からの鳥瞰イメージ

史跡元寇防塁（箱崎地区）整備基本計画

令和 4（2022）年 3 月

発行 福岡市

福岡市中央区天神 1－8－1